

第 5 5 期令和 5 年度第 1 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和 5 年 7 月 4 日（火） 15：15～
高松サンポート合同庁舎北館 7 階 702 会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）会長、会長代理の選出
- （2）香川県最低賃金の改正諮問について
- （3）「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
- （4）令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
- （5）最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議について
- （6）その他

3 閉 会

第 1 回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No. 1 第 55 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No. 4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）
- 資料No. 6 香川地方最低賃金審議会（冷凍調理食品製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 7 第 55 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）
- 資料No. 8 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について
- 資料No. 9 令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No. 10 令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No. 11 令和 4 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No. 12 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）＜関係部分抜粋＞、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）＜関係部分抜粋＞
- 資料No. 13 香川の賃金概況（令和 5 年）
- 資料No. 14 香川県の雇用情勢（令和 5 年 4 月分）、労働市場の動向（令和 5 年 4 月）
- 資料No. 15 香川県内経済情勢報告（令和 5 年 4 月）
- 資料No. 16 香川県金融経済概況（2023 年 6 月 12 日）
- 資料No. 17 「要請書」
（全国労働組合総連合四国地区協議会）
- 資料No. 18 「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」
（J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会）

別途配付資料

- ① 香川県の雇用情勢（令和５年５月分）、労働市場の動向（令和５年５月）
- ② 令和５年度版最低賃金決定要覧
- ③ 2023（令和５）年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- ④ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑤ 令和５年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑥ 業務改善助成金の活用例
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間適正管理推進コースのご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（運送業）のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

第55期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和5年7月4日現在

香川労働局

区 分	氏 名	現 職	備 考
公 益 代 表	会長代理 あずま けいすけ 東 圭 介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かすががわ みちこ 春日川 路子	香川大学法学部 准教授	
	会 長 しば た じゅんこ 柴 田 潤 子	香川大学法学部 教授	
	たか つか じゅんこ 高 塚 順 子	高松大学経営学部 教授	
	もと き まさみち 元 木 将 道	弁護士	
労 働 者 代 表	たていし たける 立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	つち だ かずき 土 田 和 樹	三菱電機労働組合丸亀支部特別執行役員 電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長	
	ひろせ あ さ こ 廣 瀬 亜 沙子	U Aゼンセン香川県支部 副議長 三越伊勢丹グループ労働組合 高松三越支部 支部執行委員長 三越伊勢丹グループ労働組合 執行委員	
	みつや ともひろ 三 屋 智 広	U Aゼンセン香川県支部 支部長	
使 用 者 代 表	い で みち よ 井 出 往 代	太洋木材株式会社取締役副社長 太洋開発株式会社取締役副社長 株式会社太洋木材市場取締役副社長	
	おく だ たく み 奥 田 拓 己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長	
	くぼ た しんいち 窪 田 伸 一	香川県経営者協会 参与	
	たな つぐ けいじ 棚 次 啓 二	株式会社クロダ代表取締役社長	
	わたなべ けんじ 渡 部 健 司	今治造船株式会社 常務取締役・常務執行役員 人事総務本部長兼広報担当	
任 命 年 月 日		令和5年4月21日 （任期は、令和7年4月20日まで）	

（注） 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程

（目的）

- 第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

- 第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。
- 3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

- 第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

（意見の提出）

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

（規程の改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年12月 1 日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(名称)

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員会は、各側委員が少なくとも1人出席しなければ開くことができない。

3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1人は本委員会の委員でなければならない。

4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

(議事録)

第3条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が確認するものとする。

(報告)

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(準用)

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

（目的）

- 第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

- 第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

- 第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

- 第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

- 第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

（会議の公開）

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

（公開の掲示）

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、香川労働局において掲示する。

（傍聴の申込）

- 第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、はがき又は~~ファ~~
~~クシミリ~~電子メールにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。
- 2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

（抽選）

- 第5条 傍聴人は、原則として5名とする。
- 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。
- 3 抽選結果については、電話等で通知する。
- 4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

（名簿）

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

（傍聴）

- 第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。
- 2 傍聴人は、~~審議会等の開始10分前~~指定時刻までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。
- 3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するも

のとする。

（退去）

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

（非公開）

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

（報道関係）

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前まで等とする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、~~令和4年3月18日~~令和5年7月4日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
冷凍調理食品製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合には、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

**香川地方最低賃金審議会
船舶製造・修理業，船舶用機関製造業
最低賃金専門部会運営規程**

（目的）

第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でな

い者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告）

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

（施行期日）

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

第55期 香川地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿(案)

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	東 圭 介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	柴田 潤子	香川大学法学部 教授
	元木 将道	弁護士
労働者 代表 委員	立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
	中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長
	三屋 智広	U Aゼンセン香川県支部 支部長
使用者 代表 委員	奥田 拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事
	渡部 健司	今治造船株式会社 常務取締役

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和5年7月4日

中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について

令和5年4月6日

厚生労働省労働基準局賃金課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

- 毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
- これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。

中央最低賃金 審議会

※本審は議事・
議事録ともに公開

目安に関する 小委員会

※議事は非公開、議
事録は3者が揃った
場面のみ追って公開

目安制度の 在り方に関す る全員協議会

※議事は非公開、議
事録は追って公開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

- ※ 昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
- ※ 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

- ※ 昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

※赤字が今般の主な見直し内容

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方	
(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配意の在り方	目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当 との結論に至った。
2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項	
(1)目安の位置付け	目安は、地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）	○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 ○ 47都道府県の総合指数（※）の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直す。 ※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。 ○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、 ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、 ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする 等の考え方を総合的に勘案し、決定。
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。
3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料	
技術的な見直しを行った。	
4. 今後の見直しについて	
概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、 ²⁵ 当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。	

令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.4%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道県)	21.0%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

（２）政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第９条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和４年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

（３）議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという２つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですでに十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比(差)については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（２）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（３）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
 ⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 ⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
 ⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29～令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」

⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」

⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

(注2)⑩、⑪において、平成28～令和元年の数値は、令和2年調査の集計方法に合わせて集計している。

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京都	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川県	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪府	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知県	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉県	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫県	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉県	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
東京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城県	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡県	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山県	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島県	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀県	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木県	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬県	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城県	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨県	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重県	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川県	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡県	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川県	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山県	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井県	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良県	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口県	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野県	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜県	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島県	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島県	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟県	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山県	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛県	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根県	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分県	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本県	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形県	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀県	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎県	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手県	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知県	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取県	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田県	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島県	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎県	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森県	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄県	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
東京	81.2
茨城	80.7
静岡	80.5
富山	80.5
広島	80.3
滋賀	80.2
栃木	79.6
群馬	79.4
宮城	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.4
福井	78.4
香川	78.1
岡山	77.4
福岡	77.3
奈良	76.9
山梨	76.9
長野	76.8
北海道	76.8
北陸	76.1
岐阜	75.4
徳島	74.6
福岡	74.3
新潟	74.0
和歌山	73.4
愛媛	73.0
大分	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	71.6
佐賀	71.5
長崎	71.4
岩手	71.1
高知	71.0
鳥取	69.7
秋田	69.6
鹿角	69.2
宮崎	69.0
青森	68.5
青森	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね 3 回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和 5 年 10 月 1 日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和5年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和5年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和6年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)
11月28日(火)		12月13日(水)		12月27日(水)		1月26日(金)
11月29日(水)		12月14日(木)		12月28日(木)		1月27日(土)
11月30日(木)		12月15日(金)		12月29日(金)		1月28日(日)
12月1日(金)		12月18日(月)		1月2日(火)		2月1日(木)
12月2日(土)		12月18日(月)		1月2日(火)		2月1日(木)
12月3日(日)		12月18日(月)		1月2日(火)		2月1日(木)
12月4日(月)		12月19日(火)		1月3日(水)		2月2日(金)
12月5日(火)		12月20日(水)		1月4日(木)		2月3日(土)
12月6日(水)		12月21日(木)		1月5日(金)		2月4日(日)
12月7日(木)		12月22日(金)		1月9日(火)		2月8日(木)
12月8日(金)		12月25日(月)		1月10日(水)		2月9日(金)

令和4年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区 分		開 催 月 日 と 主 な 議 題			
香川地方 最低賃金審議会	3.4.21 委員委嘱	① 令和4年7月1日 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議	② 令和4年7月22日 ・参考人意見聴取	③ 令和4年7月29日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性の有無 の諮問	④ 令和4年8月3日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性有の答申 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃の改正諮問 ・中賃の目安伝達
		⑤ 令和4年8月5日 ・香川県最賃の改正決定 ・部会報告について採決 により結審、答申 ・答申内容:時間額878円、 (+30円、3.54%アップ)	⑥ 令和4年8月23日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・4.8.5付け答申どおり決定 することが適当との答申	⑦ 令和4年12月1日 ・第54期香川地方最低賃金審 議会委員の任命 ・令和4年度香川県最低賃金・ 特定最低賃金改正状況	⑧ 令和5年3月15日 ・令和5年度特定最低賃金の新 設、廃止及び改正の申出の意 向確認について ・令和5年度最低賃金の審議の 進め方について
運営小委員会	3.6.30 委員指名	① 令和4年7月29日 ・特定(機械、船舶、電気)最 賃改正の必要性の有無審議			
公益委員会					
実地視察					
専門部会	香川県最低賃金 4.7.19 委員委嘱	① 令和4年7月22日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明	② 令和4年8月3日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年8月4日 ・金額審議	④ 令和4年8月5日 ・金額審議 ・意見の一致に至らず、公益案 について採決。時間額878円。 (+30円、3.54%アップ) 部会報告を取りまとめ本審へ 報告
	冷凍調理食品製造業最低賃 金				
	はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具製造業最低 賃金 4.8.22 委員委嘱	① 令和4年9月21日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和4年10月6日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年10月11日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額1,000円 (+30円 3.09%アップ) 令和4.12.15 指定日発効	
	船舶製造・修理業、船用機関製 造業最低賃金 4.8.22 委員委嘱	① 令和4年9月21日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和4年10月4日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年10月11日 ・金額審議	④ 令和4年10月31日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額1,003円 (+23円 2.35%アップ) 令和4.12.30 法定発効
会	電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 4.8.22 委員委嘱	① 令和4年9月21日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和4年10月5日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年10月13日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額942円 (+29円 3.18%アップ) 令和4.12.15 指定日発効	

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

（７）多様性の尊重と格差の是正

①最低賃金

最低賃金について、去年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する 11 万名を超える規模の特別調査の実施、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金

等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なリ・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)
＜関係部分抜粋＞

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

(家計所得の増大と分厚い中間層の形成)

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。

また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022年10月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになっているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女計）
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与とその他特別給与額（男女別）
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞与とその他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

令和5年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女計)

都道府県	男女計							
	年 齢	勤 年 続 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞与 その他 特 別 給与額	労働者数
					現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
全 国	43.4	12.3	165	11	334.8	307.4	875.5	2821 087
北海道	44.8	12.0	166	11	297.9	274.8	721.8	100 662
青森	45.2	12.8	166	11	265.9	245.0	553.7	22 462
岩手	44.7	12.7	166	12	272.7	249.6	632.6	24 111
宮城	43.6	12.5	165	11	304.0	277.9	731.6	52 433
秋田	45.1	13.3	167	8	265.7	247.5	602.7	18 961
山形	44.0	13.9	167	10	280.6	259.6	673.1	22 348
福島	44.1	12.8	166	12	296.2	269.5	674.6	41 377
茨城	44.3	13.1	165	12	325.8	295.4	879.2	59 428
栃木	43.5	12.8	165	12	317.0	289.4	812.2	41 152
群馬	43.5	12.6	165	13	312.8	282.4	797.1	43 832
埼玉	43.7	11.8	165	12	331.2	303.6	765.6	115 135
千葉	43.4	11.5	164	12	329.6	300.9	730.1	97 312
東京	42.5	12.1	163	10	391.8	364.2	1147.7	525 618
神奈川	43.9	12.3	164	13	368.4	336.2	994.7	159 282
新潟	43.6	13.3	165	11	296.6	272.1	684.3	48 473
富山	44.1	13.5	166	10	300.6	277.6	747.5	24 212
石川	44.1	13.3	166	10	314.2	289.3	796.3	28 622
福井	43.4	12.5	166	11	302.2	277.7	773.1	18 012
山梨	44.9	11.8	166	11	305.2	281.5	720.2	15 338
長野	43.8	12.4	165	12	309.6	284.4	771.4	40 190
岐阜	43.2	12.6	167	12	317.2	287.6	837.1	38 430
静岡	43.5	12.6	166	13	315.8	285.3	852.8	82 115
愛知	42.0	12.8	166	15	354.6	317.3	985.2	204 073
三重	43.2	12.9	165	14	333.7	298.2	808.5	35 181
滋賀	42.6	12.1	163	14	327.3	290.7	875.7	30 774
京都	43.2	12.1	165	11	339.8	312.2	844.6	47 300
大阪	43.7	12.1	165	10	351.7	326.9	898.2	237 237
兵庫	43.5	12.1	164	11	336.3	307.9	916.5	99 621
奈良	44.0	12.1	166	11	314.7	289.7	695.4	17 879
和歌山	44.3	12.0	171	12	313.7	287.3	716.6	15 088
鳥取	43.5	11.8	166	8	268.9	251.6	579.2	11 533
島根	43.9	12.5	164	11	285.0	259.0	650.2	12 842
岡山	43.4	12.2	166	11	304.1	277.6	746.1	44 600
広島	43.6	12.4	165	13	318.8	290.9	848.1	64 437
山口	44.1	12.9	165	11	310.3	282.5	846.9	25 981
徳島	45.0	13.5	166	8	290.3	269.7	769.1	12 828
香川	43.6	12.8	167	10	306.7	283.3	777.9	20 510
愛媛	43.9	12.6	166	9	287.3	267.7	724.0	25 735
高知	44.3	12.2	164	8	287.3	268.5	620.6	12 260
福岡	43.6	11.8	166	11	312.6	288.2	811.9	114 552
佐賀	44.4	12.7	167	10	278.2	255.2	685.5	16 121
長崎	44.9	12.7	166	10	285.8	263.8	673.6	21 848
熊本	43.8	11.5	167	11	284.9	262.4	688.3	31 797
大分	44.0	11.8	166	10	285.3	261.3	729.1	23 494
宮崎	44.6	11.5	168	10	262.7	244.6	595.5	21 301
鹿児島	44.1	12.1	167	11	283.5	261.1	657.0	30 060
沖縄	42.8	10.1	165	8	265.6	250.8	484.9	24 532

資料出所 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女別)

都道府県	男								女									
	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数
						現 金 給与額	所定内 給与額								現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人		歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	
全 国	44.5	13.7	167	14	376.5	342.0	1031.1	1775 567	42.3	9.8	163	8	276.3	258.9	627.9	1015 107		
北海道	45.9	13.5	170	14	326.5	297.7	790.3	61 921	44.9	9.5	161	6	237.6	223.6	469.3	42 199		
青 森	45.5	13.3	170	12	291.8	267.4	673.6	13 857	44.7	11.2	165	6	231.3	219.1	488.3	9 631		
岩 手	45.6	14.6	168	13	301.7	275.5	740.8	14 897	44.2	12.0	164	6	225.3	215.0	494.8	9 253		
宮 城	44.8	13.7	167	16	347.4	311.4	902.9	32 964	42.5	10.1	163	8	253.3	235.5	554.0	18 388		
秋 田	46.0	15.3	170	11	312.8	288.3	744.5	11 206	44.1	11.5	166	5	230.7	220.8	478.6	8 549		
山 形	45.2	14.4	169	12	307.7	282.4	739.2	13 808	43.6	11.5	165	6	222.6	211.4	451.3	8 871		
福 島	44.6	13.1	167	14	329.8	296.1	755.2	25 484	43.7	10.1	162	6	238.1	226.2	509.4	17 234		
茨 城	44.1	14.7	168	14	366.3	331.4	1018.2	40 259	43.0	10.6	164	7	260.4	245.7	573.2	17 698		
栃 木	44.5	14.7	166	16	364.3	326.7	973.2	30 253	43.8	11.1	164	8	256.9	241.4	572.4	16 507		
群 馬	45.4	14.6	167	15	349.0	312.2	926.7	29 356	42.6	10.3	164	8	249.7	234.2	537.8	16 246		
埼 玉	45.0	13.5	169	17	368.3	330.6	876.2	72 784	42.8	9.3	162	8	275.0	257.4	565.6	38 755		
千 葉	44.8	13.2	166	14	372.9	336.7	937.3	58 432	43.3	9.7	160	7	273.9	258.3	560.2	31 977		
東 京	44.0	12.9	166	12	446.3	412.8	1304.7	336 293	40.2	9.1	162	9	333.7	311.2	827.2	194 883		
神奈川	45.2	13.8	165	16	407.4	366.6	1135.6	110 864	42.7	9.1	162	8	296.2	276.5	630.6	58 016		
新 潟	45.0	14.7	166	11	324.5	299.0	819.0	29 389	42.9	11.6	162	6	249.2	235.0	559.1	17 701		
富 山	45.1	14.6	167	13	339.1	308.7	866.5	15 086	44.8	12.0	163	8	253.5	238.8	619.3	9 808		
石 川	44.5	14.6	168	14	344.2	312.3	933.1	14 778	43.5	11.2	164	6	252.5	240.0	605.7	10 039		
福 井	44.1	13.8	166	14	347.8	313.3	954.1	11 000	43.1	11.0	164	6	248.8	235.6	617.4	6 847		
山 梨	44.7	13.7	167	15	350.8	316.3	871.8	10 151	43.8	10.4	164	8	255.0	238.9	561.7	5 953		
長 野	44.7	14.3	166	14	343.2	312.1	907.3	28 202	44.2	10.9	162	8	251.2	235.6	542.0	15 220		
岐 阜	44.0	14.1	168	15	355.5	319.9	969.9	26 260	42.9	10.6	163	7	254.2	237.3	617.9	12 900		
静 岡	44.3	14.4	168	15	359.3	323.4	1065.9	51 510	43.0	10.0	162	7	257.0	241.1	604.8	28 325		
愛 知	42.9	14.6	167	17	381.0	338.9	1175.3	137 480	40.8	9.6	163	8	268.2	251.4	683.3	58 969		
三 重	43.7	13.9	169	17	368.8	324.2	949.5	25 601	42.4	9.3	162	8	256.9	238.7	527.7	12 193		
滋 賀	43.7	14.6	165	16	372.7	331.8	1061.2	19 075	42.4	10.3	163	9	269.2	249.6	616.5	9 881		
京 都	44.8	13.3	168	15	370.5	335.1	914.3	30 717	42.5	9.3	163	8	276.8	257.5	542.5	18 797		
大 阪	44.8	13.8	168	12	394.7	363.0	1120.8	129 193	41.7	9.6	161	7	293.8	276.4	670.8	76 099		
兵 庫	44.9	14.0	167	16	381.8	344.2	1051.0	66 305	43.0	10.3	161	9	281.1	258.4	607.6	39 192		
奈 良	45.3	15.4	168	13	370.1	337.8	938.6	9 859	43.1	9.8	163	6	287.4	271.0	605.1	6 791		
和歌山	44.7	13.8	168	13	346.0	312.7	886.6	9 396	44.0	11.0	162	7	262.1	243.6	619.5	5 240		
鳥 取	45.2	13.2	167	12	311.7	287.0	710.5	6 486	43.5	10.4	163	6	242.8	229.8	502.1	4 415		
島 根	44.4	13.4	167	13	316.0	287.8	757.9	7 796	43.2	10.8	164	6	239.5	225.8	568.1	5 177		
岡 山	44.4	14.1	167	14	348.3	312.0	899.8	24 198	42.8	10.5	163	7	250.7	235.7	557.8	13 150		
広 島	44.2	14.2	168	14	359.1	322.3	1051.1	40 149	42.8	10.2	165	7	262.3	245.8	626.3	20 944		
山 口	45.6	14.4	165	15	342.0	305.7	927.8	17 332	43.7	10.2	163	7	257.9	242.7	583.3	9 627		
徳 島	46.0	14.3	166	11	327.9	301.9	912.5	7 483	45.3	11.2	161	4	255.1	241.2	567.8	5 163		
香 川	44.9	14.1	168	14	341.7	312.0	892.1	12 285	44.1	10.4	165	7	243.9	228.5	533.2	6 603		
愛 媛	44.9	13.7	167	13	322.1	291.9	814.8	16 406	43.9	9.3	164	6	236.6	224.2	465.2	9 385		
高 知	45.3	13.8	167	12	317.0	290.5	783.9	6 951	43.8	11.5	163	7	247.9	233.1	603.9	5 482		
福 岡	44.3	13.1	167	16	358.0	323.7	951.5	70 355	41.6	9.6	163	7	270.5	253.2	613.6	44 051		
佐 賀	44.4	13.1	168	18	318.0	285.4	824.7	10 625	43.9	10.2	165	7	241.5	227.7	546.8	5 780		
長 崎	46.0	13.6	168	15	325.2	294.5	798.5	13 062	44.2	10.9	165	5	238.3	226.0	491.8	8 416		
熊 本	45.1	13.6	168	14	331.1	302.1	831.8	19 444	42.3	9.6	163	7	240.1	226.3	565.2	14 060		
大 分	44.9	13.7	168	13	328.6	300.1	869.5	13 148	42.9	9.7	164	5	243.2	233.2	555.4	7 862		
宮 崎	45.0	12.8	168	13	301.0	276.3	719.9	11 195	44.4	10.3	164	6	226.8	215.7	474.1	8 810		
鹿児島	45.0	13.1	168	12	311.4	284.0	745.5	18 025	42.6	9.2	166	6	232.7	218.9	507.2	13 629		
沖 縄	44.2	11.1	166	12	298.2	273.8	572.5	14 245	42.0	8.4	163	6	235.1	222.2	388.8	10 395		

資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

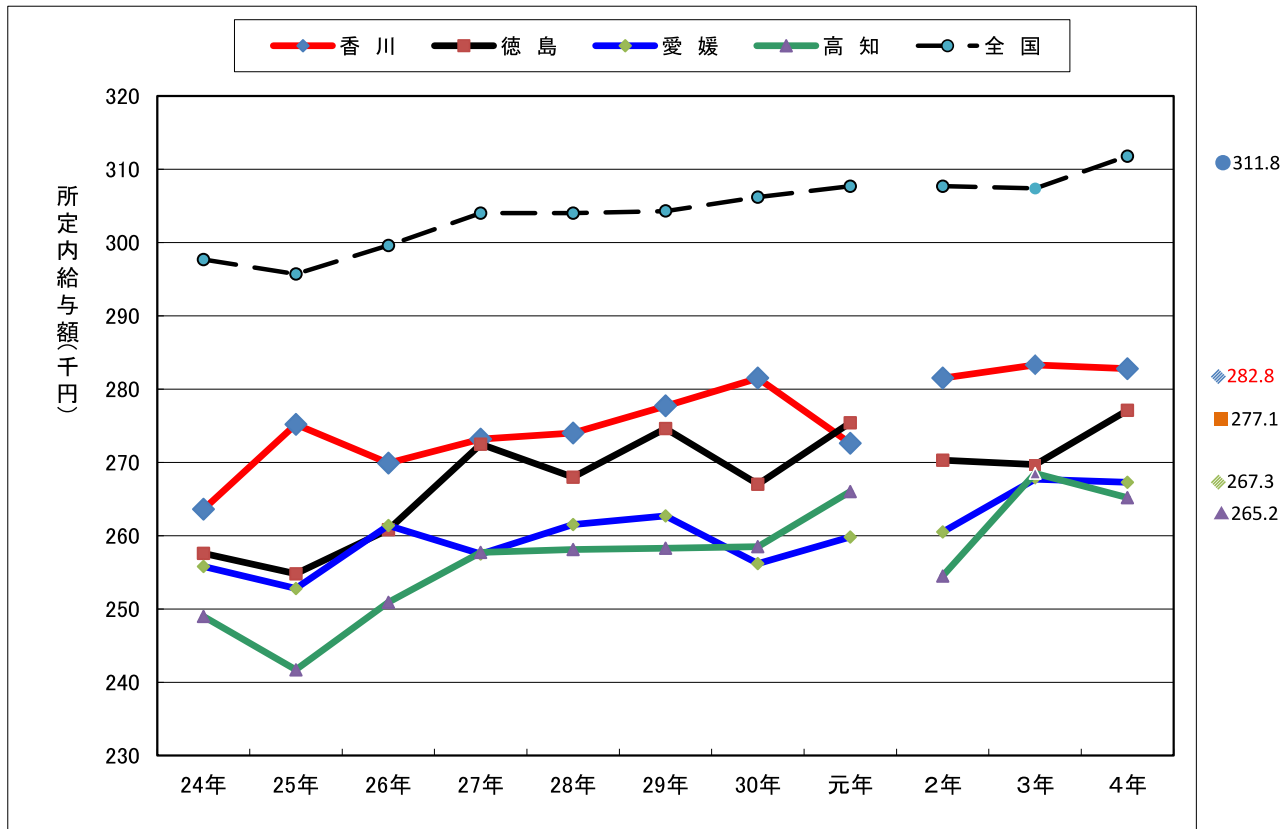
産業計・規模計 (単位:千円)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	263.6	275.2	269.9	273.2	274.0	277.7	281.5	272.6	281.5	283.3	282.8
徳 島	257.6	254.8	260.8	272.5	268.0	274.6	267.0	275.4	270.3	269.7	277.1
愛 媛	255.8	252.8	261.4	257.5	261.5	262.7	256.2	259.8	260.5	267.7	267.3
高 知	249.0	241.7	250.9	257.7	258.1	258.3	258.5	266.0	254.5	268.5	265.2
全 国	297.7	295.7	299.6	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7	307.7	307.4	311.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元以前の調査結果を単純比較することができない。

2 「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



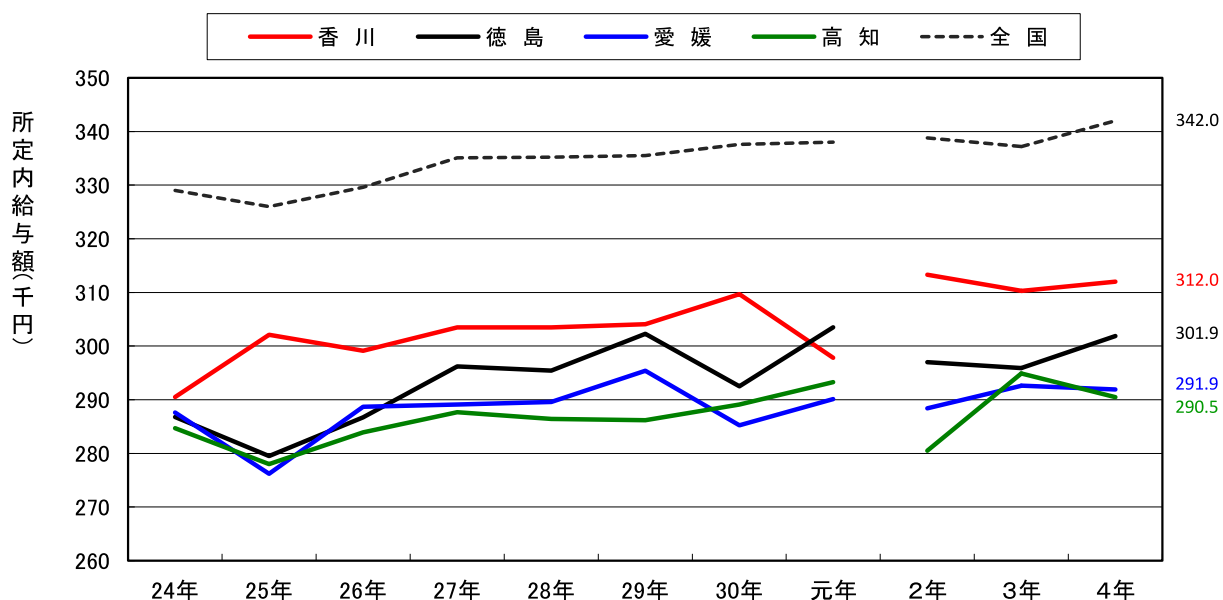
男性

産業計・規模計 (単位:千円)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	290.5	302.1	299.1	303.5	303.5	304.1	309.7	297.8	313.3	310.3	312.0
徳 島	286.8	279.5	286.7	296.2	295.4	302.3	292.5	303.5	297.0	295.9	301.9
愛 媛	287.6	276.2	288.7	289.1	289.6	295.4	285.2	290.1	288.4	292.6	291.9
高 知	284.7	278.0	283.9	287.7	286.4	286.2	289.1	293.3	280.5	294.9	290.5
全 国	329.0	326.0	329.6	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0	338.8	337.2	342.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



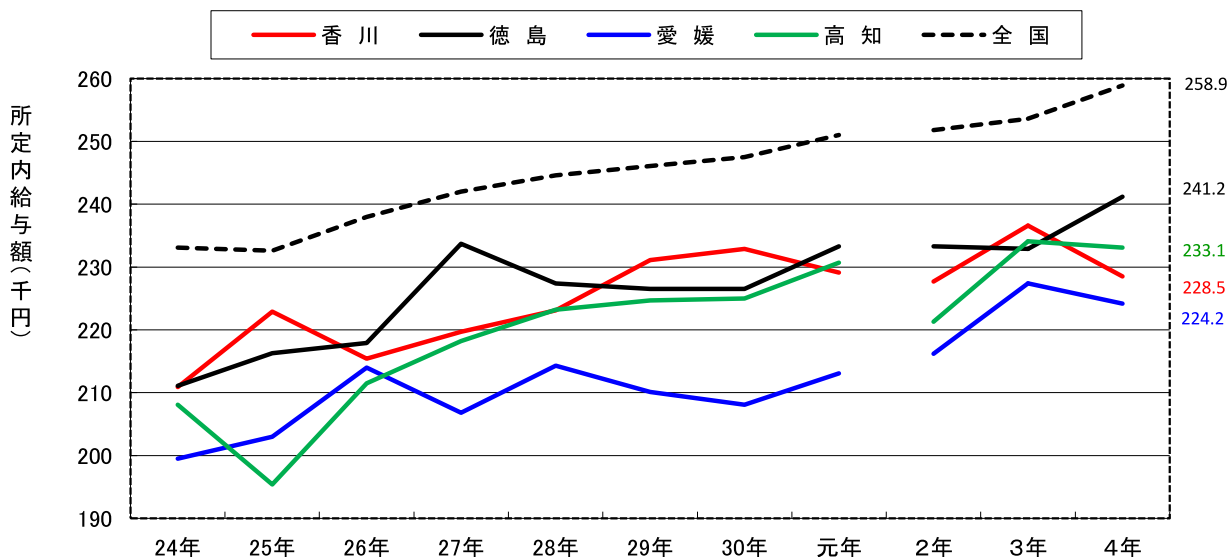
女性

産業計・規模計 (単位:千円)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	210.9	222.9	215.4	219.7	223.1	231.1	232.9	229.1	227.7	236.6	228.5
徳 島	211.1	216.3	217.9	233.7	227.4	226.5	226.5	233.3	233.3	232.9	241.2
愛 媛	199.5	203.0	214.0	206.8	214.3	210.1	208.1	213.1	216.2	227.4	224.2
高 知	208.1	195.4	211.5	218.2	223.2	224.7	225.0	230.7	221.3	234.1	233.1
全 国	233.1	232.6	238.0	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0	251.8	253.6	258.9

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

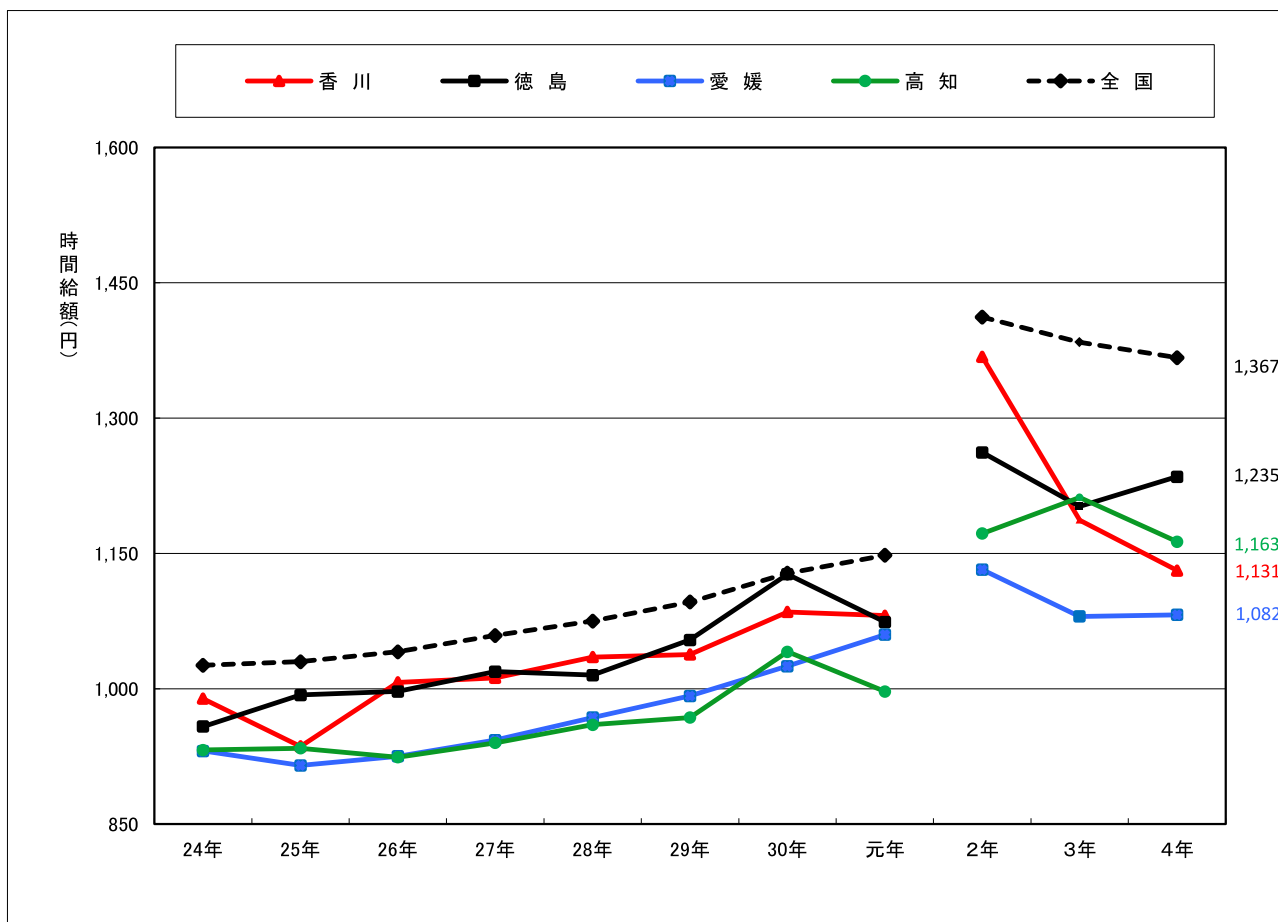
男女計

産業計・企業規模計 (単位: 円)

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	989	936	1,007	1,012	1,035	1,038	1,085	1,081	1,368	1,187	1,131
徳 島	958	993	997	1,019	1,015	1,054	1,127	1,074	1,262	1,202	1,235
愛 媛	931	915	925	943	968	992	1,025	1,060	1,132	1,080	1,082
高 知	932	934	924	940	960	968	1,041	997	1,172	1,212	1,163
全 国	1,026	1,030	1,041	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148	1,412	1,384	1,367

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 令和元年までは、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている労働者を除外している。



男 性

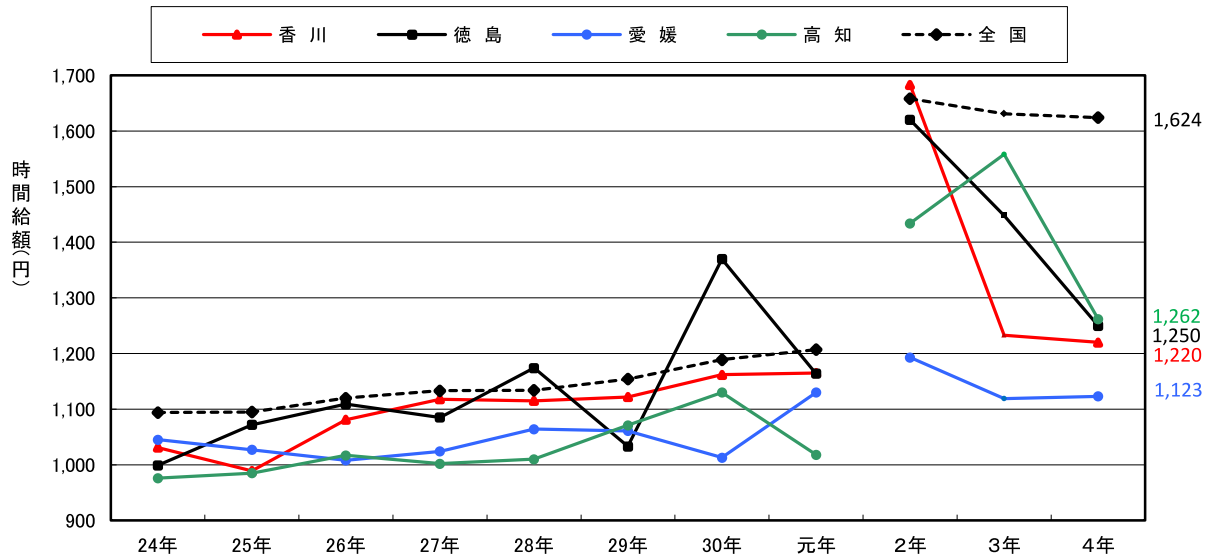
産業計・企業規模計（単位：円）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	1,031	989	1,081	1,118	1,115	1,122	1,162	1,165	1,683	1,233	1,220
徳 島	999	1,072	1,109	1,085	1,174	1,033	1,370	1,164	1,620	1,448	1,250
愛 媛	1,045	1,027	1,008	1,024	1,064	1,061	1,013	1,130	1,193	1,119	1,123
高 知	976	985	1,017	1,002	1,010	1,071	1,130	1,018	1,434	1,558	1,262
全 国	1,094	1,095	1,120	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207	1,658	1,631	1,624

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 男女計の注) 2に同じ。



女 性

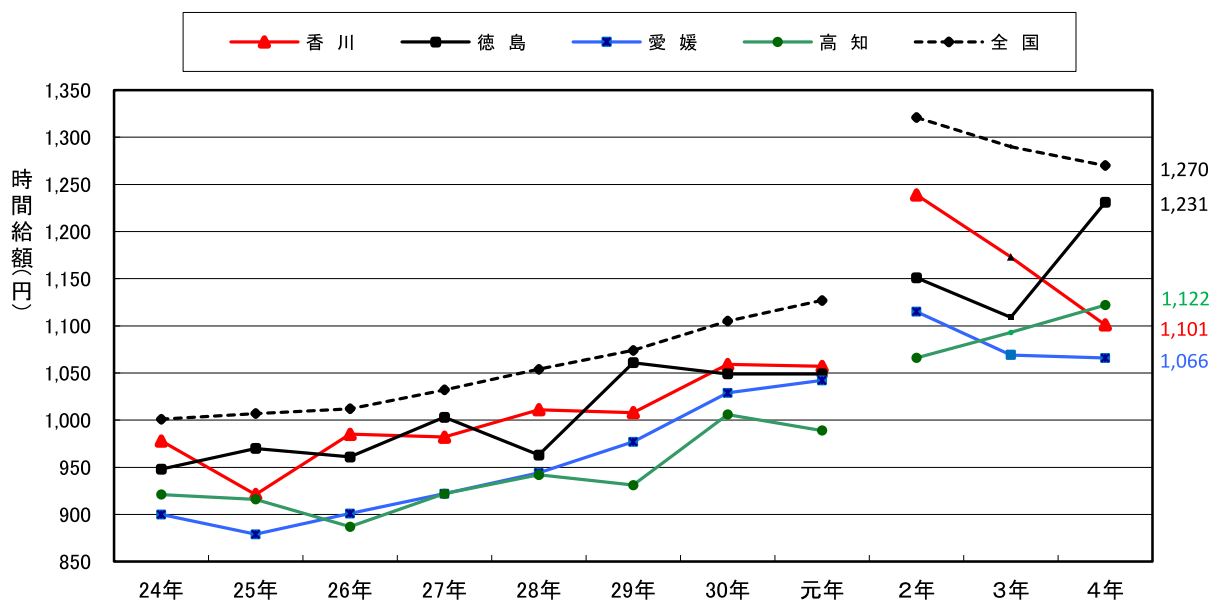
産業計・企業規模計（単位：円）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
香 川	978	921	985	982	1,011	1,008	1,059	1,057	1,239	1,173	1,101
徳 島	948	970	961	1,003	963	1,061	1,049	1,049	1,151	1,109	1,231
愛 媛	900	879	901	922	944	977	1,029	1,042	1,115	1,069	1,066
高 知	921	916	887	922	942	931	1,006	989	1,066	1,093	1,122
全 国	1,001	1,007	1,012	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127	1,321	1,290	1,270

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 男女計の注) 2に同じ。



5 短時間労働者(パートタイム)の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額

令和4年 香川県:企業規模計

区 分	男 性						女 性					
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産 業 計	49.0	6.0	15.3	5.0	1,220	34.0	48.0	7.0	16.4	5.1	1,101	42.5
製 造 業	62.6	10.5	14.7	6.4	1,294	82.8	53.5	11.3	19.2	5.6	1,012	42.9
卸売・小売業	43.9	4.8	16.8	4.7	1,062	17.6	49.0	7.4	17.8	5.0	1,015	20.7
宿泊業, 飲食 サービス業	35.4	3.6	12.8	5.0	1,033	5.4	39.1	4.5	13.3	4.9	1,017	5.2
サービス業	56.7	5.7	17.6	4.9	1,043	4.2	54.6	6.0	18.0	4.8	1,022	16.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

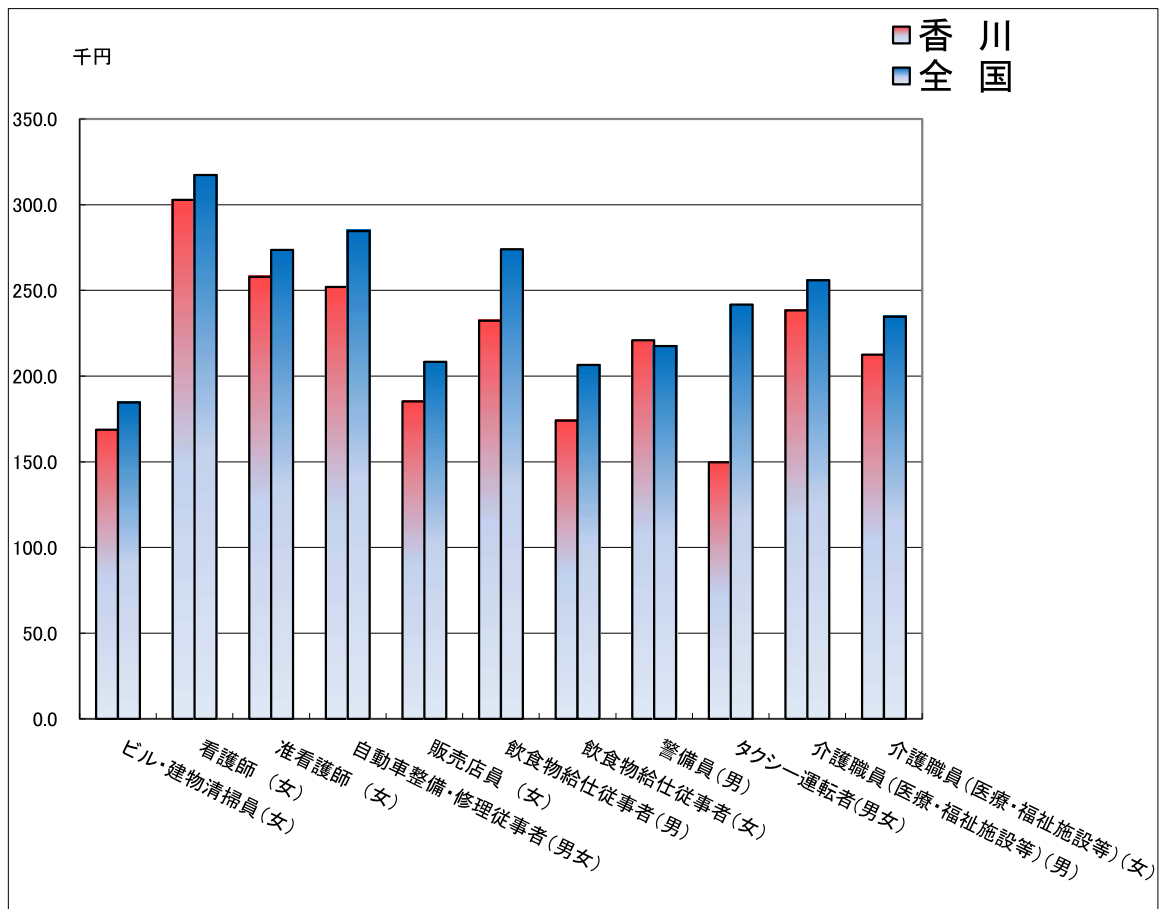
6 職種別所定内給与額

令和4年 産業計・企業規模計（単位：千円）

職 種	香 川	全 国
土木従事者・鉄道線路工事従事者(男女)	321.7	285.8
ビル・建物清掃員(男)	197.3	219.9
ビル・建物清掃員(女)	168.7	184.6
看護師（女）	302.8	317.3
准看護師（女）	257.9	273.6
自動車整備・修理従事者(男女)	252.0	284.6
販売店員（女）	185.2	208.3
飲食物給仕従事者(男)	232.3	274.0
飲食物給仕従事者(女)	174.0	206.5
警備員(男)	220.9	217.5
タクシー運転者(男女)	149.7	241.7
介護職員(医療・福祉施設等)(男)	238.3	255.9
介護職員(医療・福祉施設等)(女)	212.5	234.6

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

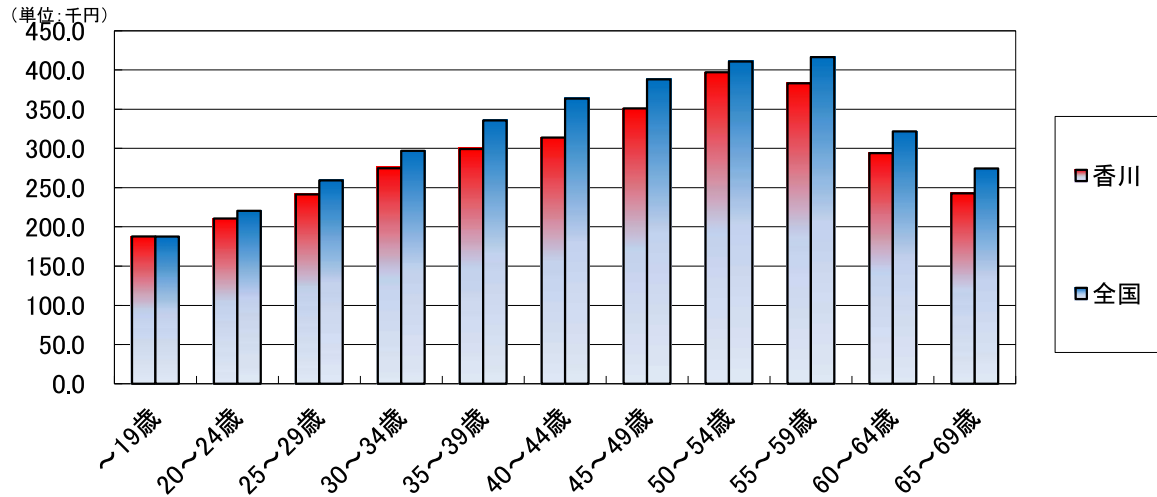
男 性

令和4年 産業計・企業規模計（単位：千円）

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	187.8	210.7	241.4	274.8	299.3	313.9	351.1	397.2	383.1	294.1	242.8
全国	187.7	220.5	259.3	297.0	335.8	363.6	388.1	410.9	416.5	321.8	274.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注）賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



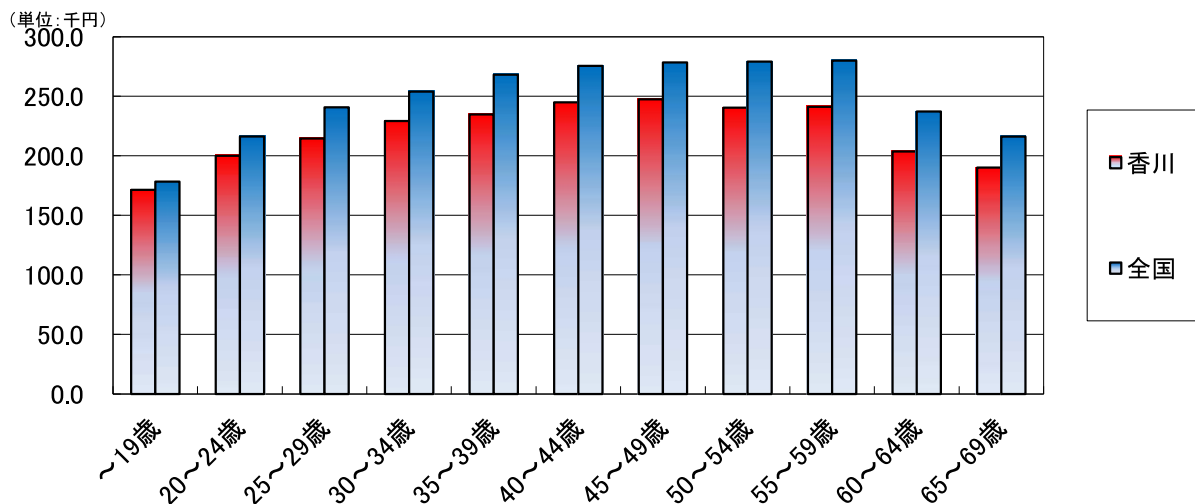
女 性

令和4年 産業計・企業規模計（単位：千円）

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	171.5	200.1	214.6	229.3	234.8	245.0	247.5	240.5	241.2	203.7	190.2
全国	178.4	216.3	240.8	254.0	268.2	275.6	278.5	279.2	280.0	237.3	216.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注）賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

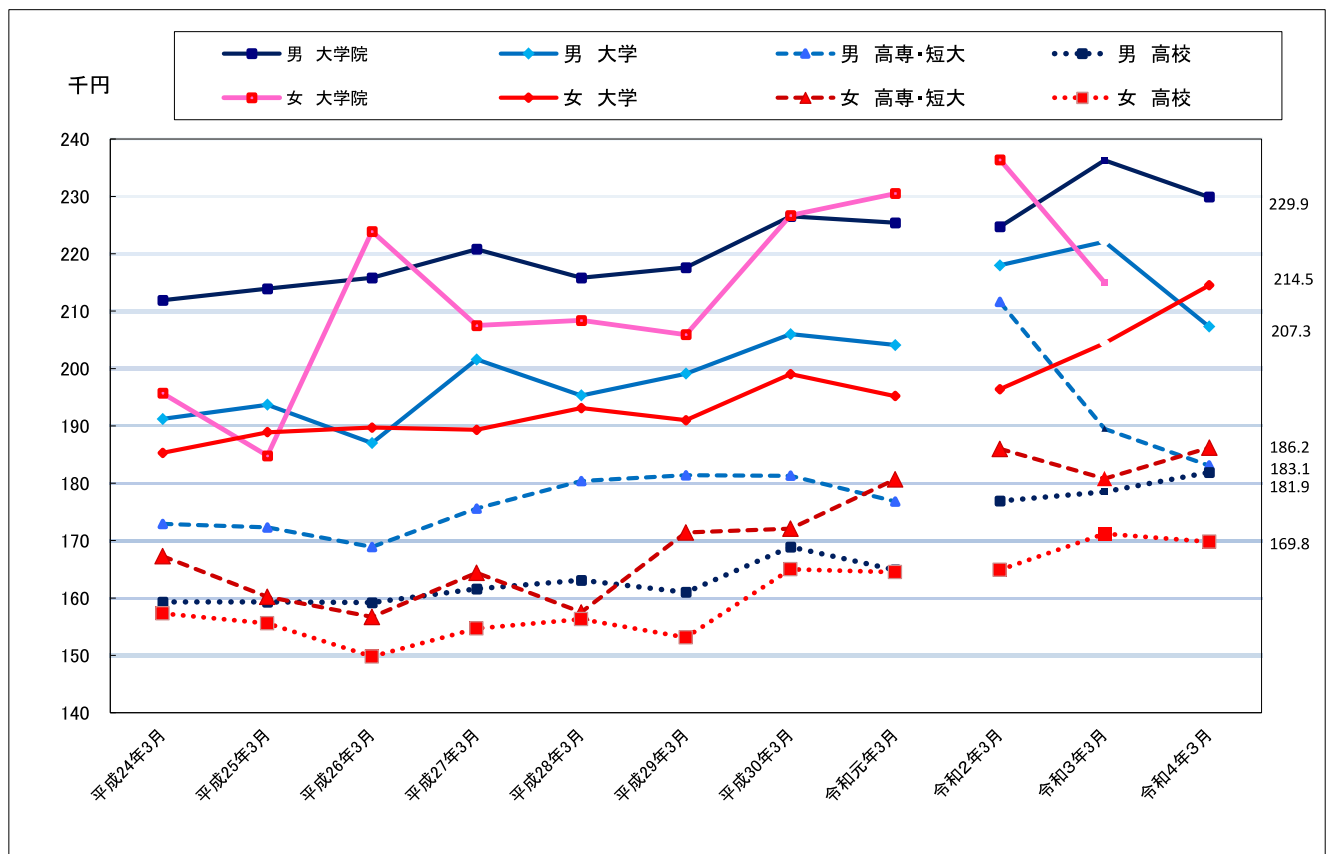
産業計・企業規模計 (格差:東京=100)

卒業年月	男								女							
	大学院		大学		高専・短大		高校		大学院		大学		高専・短大		高校	
	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差
令和4年3月	229.9	80.1	207.3	86.2	183.1	88.2	181.9	91.4			214.5	90.1	186.2	86.5	169.8	84.0
令和3年3月	236.3	92.0	222.1	95.2	189.5	92.7	178.5	92.8	215.0	85.0	204.4	89.9	180.8	89.3	171.2	80.9
令和2年3月	224.7	87.7	218.0	94.0	211.6	94.2	176.9	97.3	236.4	82.5	196.4	86.3	186.0	87.5	164.9	88.3
令和元年3月	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
平成30年3月	226.5	87.1	206.0	93.7	181.3	94.6	168.9	96.3	226.7	91.8	199.0	94.7	172.1	90.9	165.0	94.6
平成29年3月	217.6	90.3	199.1	91.6	181.4	96.8	161.0	92.5	205.9	84.8	191.0	90.1	171.4	90.8	153.1	90.1
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
平成26年3月	215.8	92.0	187.0	87.0	168.9	91.0	159.2	95.0	223.9	94.0	189.7	90.0	156.7	85.0	149.8	89.0
平成25年3月	213.9	91.0	193.7	92.0	172.3	95.0	159.3	96.0	184.8	77.0	188.9	93.0	160.2	88.0	155.6	96.0
平成24年3月	211.9	92.0	191.2	92.0	172.9	96.0	159.3	97.0	195.7	83.0	185.3	90.0	167.3	95.0	157.3	95.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 令和元年までは、所定内給与額に通勤手当は含まれていない。



香川県の雇用情勢（令和5年4月分）

- 4月の有効求人倍率（季調値） **1.43倍**（前月差 **▲0.06ポイント**）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.14倍**（前年同月差 **▲0.02ポイント**）
- 雇用情勢判断 「持ち直している」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.06ポイント低下。141か月連続で1倍台(全国第15位、全国1.32倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.02ポイント低下(全国第11位、全国0.98倍)

年 月	R4年11月	12月	R5年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	1.56	1.55	1.52	1.48	1.49	1.43
正社員有効求人倍率	1.32	1.33	1.27	1.21	1.20	1.14

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。
2. 令和4年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- 判断を据え置き

変更した月	変 更 し た 内 容	判断方向
令和4年9月	持ち直している	据え置き
令和4年6月	新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があるものの、持ち直している	据え置き
令和4年1月	新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している	上方修正
令和3年11月	依然として新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、持ち直しの動きが進んでいる	上方修正

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、7,689人(前年同月比 7.1%減) 2か月ぶりに減少
増加した主な産業は、情報通信業、教育、学習支援業、製造業、複合サービス事業、医療、福祉 等
減少した主な産業は、鉱業、採石業、砂利採取業、公務・その他、農、林、漁業、学術研究、専門・技術サービス業 等

年 月	R4年11月	12月	R5年1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	6.6	1.7	▲2.3	▲3.8	2.7	▲7.1

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、4,883人(前年同月比 0.7%減) 2か月連続で減少

年 月	R4年11月	12月	R5年1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	▲0.8	▲3.1	1.8	1.9	▲1.0	▲0.7

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

香 川 労 働 局 発 表
令和5年5月30日(火)
午 前 8:30 解 禁

1. 労働市場

(1) 概 況 有効求人倍率 1.43 倍 (前月より 0.06 ポイント低下) 全国 15 位

4月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.43倍(全国15位)と前月より0.06ポイント低下した。平成23年8月以降、141か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、情報通信業、教育、学習支援業、製造業、複合サービス事業、医療、福祉等で増加し、鉱業、採石業、砂利採取業、公務・その他、農、林、漁業、学術研究、専門・技術サービス業等で減少となり、全体で7.1%減と2か月ぶりに減少した。有効求人(原数値で前年同月比)は、2.1%減と2か月連続で減少した。新規求職(原数値で前年同月比)は、0.7%減と2か月連続で減少、有効求職(原数値で前年同月比)は、1.5%増と3か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.38倍、丸亀1.22倍、坂出1.62倍、観音寺1.44倍、さぬき0.86倍、土庄1.38倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.14倍と0.02ポイント低下した。正社員の新規求人は7.0%減、非正社員の新規求人は7.2%減となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は50.6%と前年同月より0.1ポイント上昇した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「持ち直している」とした。

○ 有効求人倍率の推移(季節調整値)

	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月
香川県	1.50	1.44	1.50	1.50	1.53	1.53	1.56	1.56	1.55	1.52	1.48	1.49	1.43
四 国	1.34	1.34	1.35	1.37	1.38	1.39	1.41	1.41	1.41	1.39	1.37	1.34	1.33
全 国	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂。

3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.14 倍 (前年同月を 0.02 ポイント下回る)

正社員の有効求人倍率は1.14倍となり、前年同月を0.02ポイント下回った。2か月ぶりに前年同月を下回った。

項 目	年 月	5 年 3 月	5 年 4 月	4 年 4 月	前年同月比、差 (%、ポイント)
正社員新規求人数 (人)		4,071	3,889	4,182	▲7.0
正社員有効求人数 (人)		11,893	11,444	11,725	▲2.4
正社員就職件数 (件)		585	582	525	10.9
常用フルタイム有効求職者数 (人)		9,913	10,014	10,113	▲1.0
正社員有効求人倍率 (倍)		1.20	1.14	1.16	▲0.02
正社員充足率 (%)		14.4	15.0	12.6	2.4

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)

2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人の動向

新規求人数 7,689 人 (前年同月比 7.1%減少)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比7.1%減と2か月ぶりに減少した。産業別では、建設業(14.8%減)、製造業(5.0%増)、情報通信業(214.8%増)、運輸業、郵便業(24.1%減)、卸売業、小売業(16.7%減)、宿泊業、飲食サービス業(7.2%減)、生活関連サービス業、娯楽業(18.7%減)、医療、福祉(2.3%増)、サービス業(6.4%減)等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産業	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月
農 業 , 林 業 , 漁 業	▲ 9.9	▲ 23.5	12.8	▲ 9.8	19.0	▲ 32.6
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	▲ 66.7	40.0	200.0	100.0	▲ 50.0
建 設 業	▲ 0.9	▲ 15.4	▲ 18.5	▲ 37.7	4.6	▲ 14.8
製 造 業	15.9	▲ 2.3	▲ 8.9	2.4	7.7	5.0
食 料 品 製 造 業	20.0	3.3	▲ 22.1	0.9	▲ 3.1	2.7
織 維 工 業	36.1	▲ 45.3	2.0	▲ 12.8	▲ 40.0	▲ 23.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	15.2	61.0	97.9	35.1	▲ 10.6	136.4
印 刷 ・ 同 関 連 業	0.0	▲ 11.6	28.3	▲ 17.9	▲ 4.8	2.9
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	60.9	25.7	▲ 58.1	28.9	38.5	▲ 40.5
金 属 製 品	24.7	▲ 31.5	▲ 11.9	▲ 3.3	▲ 27.1	▲ 19.6
は ん 用 機 械 器 具	0.0	45.0	▲ 32.9	58.7	▲ 1.9	▲ 8.3
生 産 用 機 械 器 具	▲ 24.3	▲ 35.4	▲ 26.8	▲ 40.6	8.8	38.5
電子部品・デバイス・電子回路	112.5	60.0	▲ 41.7	0.0	366.7	33.3
電 気 機 械 器 具	▲ 11.8	2.2	51.1	9.8	2.9	63.6
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	3.8	82.4	▲ 3.7	▲ 14.3	90.4	18.8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	33.3	▲ 33.3	▲ 11.1	46.7	▲ 10.5	0.0
情 報 通 信 業	46.0	75.8	65.4	31.4	▲ 43.9	214.8
運 輸 業 , 郵 便 業	31.0	▲ 12.2	▲ 0.5	15.3	6.1	▲ 24.1
卸 売 業 , 小 売 業	▲ 6.4	▲ 11.2	4.9	▲ 13.4	▲ 9.3	▲ 16.7
卸 売 業	3.0	▲ 5.3	▲ 3.5	8.3	7.2	▲ 40.2
小 売 業	▲ 10.2	▲ 14.8	8.7	▲ 22.5	▲ 19.2	▲ 2.1
金 融 業 , 保 険 業	34.4	28.6	▲ 7.1	45.2	▲ 11.5	1.8
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	30.5	▲ 4.8	▲ 9.8	32.3	25.1	1.5
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	18.1	▲ 2.6	6.1	▲ 16.9	8.1	▲ 26.0
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	15.8	16.5	39.3	3.8	4.1	▲ 7.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	14.2	43.8	5.4	4.0	37.7	▲ 18.7
教 育 , 学 習 支 援 業	▲ 18.2	65.7	16.7	21.2	35.6	5.2
医 療 , 福 祉	▲ 11.8	▲ 5.2	▲ 5.5	▲ 0.2	▲ 5.1	2.3
医 療 業	3.6	▲ 3.2	0.0	8.0	▲ 1.5	7.8
社 会 保 険 ・ 福 祉 ・ 介 護	▲ 20.8	▲ 6.7	▲ 8.8	▲ 5.1	▲ 8.5	▲ 1.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	▲ 10.4	39.4	▲ 13.0	39.1	4.7	3.9
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	21.8	▲ 0.2	▲ 30.0	▲ 0.7	11.9	▲ 6.4
公 務 ・ そ の 他	24.2	138.1	15.8	4.4	▲ 16.0	▲ 35.3

(注) パートタイムを含む全数。平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建設業 主な減少要因は、充足や求人提出時期がずれたことによる。応募がないことで条件見直しも含めて求人が提出されない事業所もある。技術者を中心に人手不足感は継続している。
- 製造業 需要が継続することを受けた増員等の求人のあったパルプ・紙・紙加工品製造業や受注が堅調な中で新規の造船受注による求人もあった造船業等で求人が増加している。
- 情報通信業 臨時の交通量調査の求人がまとまった規模で提出されたほか、将来を見据えた人材育成・確保のため増員求人もあったことで大きく増加している。
- 運輸業、郵便業 2024年問題を抱える中で人手不足は継続しているものの、充足や求人提出時期のずれが相次いだことが減少要因となっている。
- 卸売業、小売業 卸売業を中心に、充足や比較的求人規模の大きい事業所で求人提出時期のずれが相次いだことが主な減少要因。小売業では、前年の新規出店に伴う求人があった反動減もみられた。
- 宿泊業、飲食サービス業 観光需要が回復している中で、宿泊業で求人が引き続き増加している。飲食業は、給食調理を請け負う求人規模の大きな事業所で更新手続きがずれたことが減少につながっている。
- 生活関連サービス業、娯楽業 理美容業、その他の生活サービス業、娯楽業のいずれも減少したが、充足や求人提出時期のずれが主な減少要因となっている。
- 医療、福祉 専門職を中心に人手不足は継続している。医療業で、公立病院からのまとまった新規求人が提出されたこと等もあり、全体としては6か月ぶりに増加した。
- サービス業 労働者派遣業で、前年に、物流倉庫の開設されたことに伴う派遣求人が多数出された反動があり、大きく減少している。

(4) 求職の動向

新規求職者数 4,883 人 (前年同月比 0.7%減少)

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比 0.7%減と 2 か月連続で減少した。うち、一般求職者は 1.8%減と 3 か月連続で減少、パート求職者は 0.8%増と 5 か月連続で増加した。

○職業別常用有効求人倍率

(倍)

専門・技術的職業従事者	1.77
事務従事者	0.54
販売従事者	2.50
サービス職業従事者	2.93
生産工程従事者	2.38
輸送・機械運転従事者	2.25
建設・採掘従事者	6.53
運搬・清掃・包装等従事者	1.10

(注)1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時、季節を除きパートを含む常用の原数値。
2. 職業分類は、平成 21 年 12 月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※ 職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 1.8%減と 3 か月連続で減少した。常用有効求職者は前年同月比 1.0%減と 5 か月連続で減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移

(%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
常用 新規 求職	4 年 12 月	▲5.6	0.5	▲10.0	▲15.2	▲7.4	9.9	▲10.2
	5 年 1 月	0.4	▲15.1	▲5.8	▲3.2	▲0.3	19.9	23.0
	2 月	▲0.7	▲12.9	5.3	▲4.1	1.3	1.3	2.4
	3 月	▲4.9	▲3.9	▲3.9	▲7.3	▲6.5	▲2.4	▲10.0
	4 月	▲1.8	▲6.3	▲5.3	1.8	▲4.9	4.2	7.0
常用 有効 求職	4 年 12 月	▲0.4	8.1	2.1	▲5.9	▲3.0	0.8	▲4.8
	5 年 1 月	▲1.0	0.6	1.1	▲5.2	▲4.5	4.0	2.2
	2 月	▲0.5	▲6.4	0.9	▲3.4	▲1.7	4.9	3.0
	3 月	▲1.9	▲5.8	1.1	▲3.5	▲4.2	1.2	▲2.1
	4 月	▲1.0	▲3.9	1.3	▲1.8	▲2.1	0.2	▲1.9

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 4.6%減と 7 か月連続で減少、離職者は 0.6%減と 2 か月連続で減少した。うち、事業主都合離職者は 3.6%増と 2 か月ぶりに増加、自己都合離職者は 2.3%減と 3 か月連続で減少した。無業者は 2.3%減と 2 か月連続で減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比

(%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
計		▲1.8	▲6.3	▲5.3	1.8	▲4.9	4.2	7.0
求 職 理 由	在 職 者	▲4.6	▲16.3	▲13.1	▲0.6	▲10.4	27.3	30.9
	離 職 者	▲0.6	▲2.1	▲2.0	3.2	▲4.1	1.3	4.1
	事業主都合	3.6	▲20.0	5.8	12.7	▲3.5	6.5	12.0
	自己都合	▲2.3	▲1.2	▲3.0	1.2	▲1.5	▲6.3	▲9.3
無 業 者		▲2.3	▲4.8	▲3.1	0.0	35.0	▲30.0	▲9.1

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注)令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向

就職件数 1,330 件 (前年同月比 13.4%増加)

パートを含む就職件数は、前年同月比 13.4%増と 3 か月連続で増加した。うち一般は 12.5%増と 4 か月ぶりに増加、パートは 14.4%増と 3 か月連続で増加した。

パートを含む新規就職率は 27.2%で、前年同月を 3.3 ポイント上回った。

○就職件数の前年同月比

(%)

	全 数	一 般	パート	
			44 歳以下	45 歳以上
4 年 12 月	4.6	7.1	12.7	0.8
5 年 1 月	▲6.5	▲3.4	▲0.3	▲7.6
2 月	5.9	▲0.9	▲4.9	4.4
3 月	2.4	▲5.5	▲10.8	0.4
4 月	13.4	12.5	12.1	13.1

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係

受給者実人員 3,018 人 (前年同月比 3.4%増加)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 3.4%増と 3 か月連続で増加した。

○年齢別受給者実人員

(人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,018	3.4
29 歳以下	436	6.9
30～44 歳	766	▲2.2
45～59 歳	1,131	5.3
60 歳以上	685	4.7
44 歳以下	1,202	0.9
45 歳以上	1,816	5.1

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 19.3%増と 4 か月連続で増加した。

建設業は 2 か月ぶりに減少、製造業は 4 か月連続で増加、運輸、郵便業は 3 か月ぶりに増加、卸売・小売業は 8 か月ぶりに減少、宿泊業、飲食サービス業は 3 か月ぶりに減少、医療、福祉は 2 か月ぶりに増加、サービス業は 3 か月連続で減少した。

○産業別事業主都合解雇者

(人、%)

	解雇者数	前年同月比
産 業 計	501	19.3
建設業	18	▲30.8
製造業	145	190.0
運輸、郵便業	38	90.0
卸売、小売業	59	▲22.4
宿泊、飲食サービス業	14	▲48.1
医療、福祉	33	26.9
サービス業	48	▲15.8

(注) 1. 「高年齢＋特例」被保険者を含む。

2. 平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」を平成 21 年 4 月より適用、集計したもの。

2. 経済情勢（2023年5月16日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概 況

- 香川県内の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は緩やかに持ち直している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は減少している。こうした中、企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2022年度は、前年を下回る見込みとなっている。2023年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、緩やかに持ち直している。

大型小売店の売上は、緩やかに持ち直している。

乗用車販売は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。

家電販売は、底堅く推移している。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、減少している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。汎用・生産用機械、金属製品、窯業・土石は、持ち直している。非鉄金属、食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。輸送機械は、生産水準が幾分低下している。電気機械は、弱めの動きが続いている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2%台前半のプラスとなっている。

2023年4月分

職業別求人・求職状況
(常用的パートタイム)

香川労働局

有効求人数		有効求人倍率 (倍)		有効求職者数			
	構成比				構成比	男	女
7,969	100.0%	1.12	職業計	7,127	100.0%	2,362	4,758
2	0.0%	0.14	A 管理的職業従事者	14	0.2%	10	4
1,194	15.0%	1.58	B 専門的・技術的職業従事者	755	10.6%	139	615
5	0.1%	1.25	07製造技術者（開発）	4	0.1%	4	0
8	0.1%	0.24	08製造技術者（開発を除く）	33	0.5%	15	18
5	0.1%	0.33	09建築・土木・測量技術者	15	0.2%	13	2
34	0.4%	1.31	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	26	0.4%	7	19
382	4.8%	1.52	13保健師，助産師，看護師	251	3.5%	8	243
146	1.8%	2.39	14医療技術者	61	0.9%	10	51
30	0.4%	0.71	15その他の保健医療従事者	42	0.6%	15	27
262	3.3%	1.53	16社会福祉専門職業従事者	171	2.4%	10	161
10	0.1%	0.27	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	37	0.5%	4	32
309	3.9%	3.25	05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	95	1.3%	40	55
829	10.4%	0.60	C 事務従事者	1,386	19.4%	229	1,156
653	8.2%	0.52	25一般事務従事者	1,244	17.5%	192	1,051
56	0.7%	0.92	26会計事務従事者	61	0.9%	14	47
47	0.6%	2.94	28営業・販売事務従事者	16	0.2%	4	12
839	10.5%	3.13	D 販売従事者	268	3.8%	77	191
731	9.2%	3.16	32商品販売従事者	231	3.2%	47	184
15	0.2%	0.45	34営業職業従事者	33	0.5%	29	4
2,578	32.4%	3.42	E サービス職業従事者	753	10.6%	127	626
662	8.3%	2.89	36介護サービス職業従事者	229	3.2%	28	201
113	1.4%	2.57	37保健医療サービス職業従事者	44	0.6%	2	42
96	1.2%	2.91	38生活衛生サービス職業従事者	33	0.5%	5	28
778	9.8%	3.60	39飲食物調理従事者	216	3.0%	30	186
566	7.1%	5.55	40接客・給仕職業従事者	102	1.4%	16	86
126	1.6%	3.32	41居住施設・ビル等管理人	38	0.5%	27	11
216	2.7%	2.54	42その他のサービス職業従事者	85	1.2%	18	67
192	2.4%	4.68	F 保安職業従事者	41	0.6%	40	1
115	1.4%	1.67	G 農林漁業従事者	69	1.0%	46	23
451	5.7%	1.70	H 生産工程従事者	266	3.7%	111	155
0	0.0%	0.00	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	5	0.1%	1	4
3	0.0%	0.60	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	5	0.1%	2	3
12	0.2%	0.57	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	21	0.3%	13	8
353	4.4%	2.34	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	151	2.1%	46	105
35	0.4%	2.50	54機械組立従事者	14	0.2%	9	5
25	0.3%	2.78	55機械整備・修理従事者	9	0.1%	9	0
7	0.1%	1.17	57製品検査従事者（金属製品を除く）	6	0.1%	2	4
5	0.1%	—	58機械検査従事者	0	0.0%	0	0
3	0.0%	0.06	59生産関連・生産類似作業従事者	52	0.7%	26	26
202	2.5%	1.54	I 輸送・機械運転従事者	131	1.8%	128	3
184	2.3%	1.77	61自動車運転従事者	104	1.5%	102	2
6	0.1%	0.43	64定置・建設機械運転従事者	14	0.2%	14	0
33	0.4%	1.43	J 建設・採掘従事者	23	0.3%	22	1
8	0.1%	—	65建設躯体工事従事者	0	0.0%	0	0
7	0.1%	0.54	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	13	0.2%	12	1
8	0.1%	1.14	67電気工事従事者	7	0.1%	7	0
10	0.1%	3.33	68土木作業従事者	3	0.0%	3	0
1,534	19.2%	1.09	K 運搬・清掃・包装等従事者	1,401	19.7%	625	773
201	2.5%	1.36	70運搬従事者	148	2.1%	107	41
782	9.8%	2.41	71清掃従事者	324	4.5%	118	205
145	1.8%	3.22	72包装従事者	45	0.6%	14	31
1,269	15.9%	2.32	(福祉関連計)	546	7.7%	46	500

* 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分により表章したもの。

* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

2023年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限	(時間額) 下限		
職業計	258,994	～	197,254	1,141	～	1,013	203,054
A 管理的職業従事者	323,178	～	247,579	-	～	-	299,444
B 専門的・技術的職業従事者	282,876	～	212,212	1,468	～	1,220	230,457
07製造技術者(開発)	286,888	～	186,308	-	～	-	
08製造技術者(開発を除く)	315,696	～	199,893	1,800	～	1,800	
09建築・土木・測量技術者	367,812	～	232,813	1,633	～	1,233	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	346,875	～	266,050	2,413	～	2,038	
13保健師、助産師、看護師	265,385	～	210,211	1,499	～	1,264	
14医療技術者	272,008	～	213,029	1,610	～	1,252	
16社会福祉専門職業従事者	244,760	～	206,007	1,201	～	1,053	
C 事務従事者	222,422	～	178,926	1,063	～	972	182,879
25一般事務従事者	207,857	～	172,020	1,073	～	980	
26会計事務従事者	262,488	～	196,740	1,031	～	930	
28営業・販売事務従事者	281,721	～	203,246	1,105	～	988	
D 販売従事者	264,026	～	203,256	1,053	～	953	216,339
32商品販売従事者	229,197	～	185,415	1,070	～	955	
34営業職業従事者	275,257	～	209,310	1,135	～	1,041	
E サービス職業従事者	233,322	～	187,101	1,122	～	981	193,077
36介護サービス職業従事者	220,535	～	179,545	1,226	～	1,022	
37保健医療サービス職業従事者	199,650	～	169,717	1,058	～	943	
39飲食調理従事者	246,679	～	200,046	1,060	～	948	
40接客・給仕職業従事者	273,786	～	206,623	1,116	～	981	
41居住施設・ビル等管理人	169,632	～	159,775	993	～	989	
F 保安職業従事者	207,522	～	181,274	1,094	～	998	183,333
G 農林漁業従事者	209,663	～	176,318	977	～	926	186,842
H 生産工程従事者	263,375	～	189,020	1,036	～	935	206,845
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	255,707	～	190,348	900	～	900	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	281,065	～	197,398	1,333	～	1,051	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	232,736	～	177,974	988	～	908	
55機械整備・修理従事者	286,181	～	196,327	1,077	～	937	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	200,567	～	167,613	1,500	～	880	
58機械検査従事者	274,000	～	186,600	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	278,325	～	185,450	1,125	～	1,050	
I 輸送・機械運転従事者	292,452	～	220,711	1,102	～	1,029	227,798
61自動車運転従事者	294,856	～	223,319	1,092	～	1,018	
64定置・建設機械運転従事者	298,488	～	213,861	1,288	～	1,253	
J 建設・採掘従事者	312,584	～	207,646	1,596	～	1,055	243,000
65建設躯体工事従事者	334,598	～	219,054	2,250	～	1,250	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	309,159	～	207,437	1,217	～	1,000	
67電気工事従事者	290,718	～	200,499	-	～	-	
68土木作業従事者	318,134	～	206,721	1,717	～	1,048	
K 運搬・清掃・包装等従事者	221,522	～	182,669	991	～	948	189,448
70運搬従事者	227,208	～	188,741	1,021	～	939	
71清掃従事者	212,057	～	178,407	984	～	959	
72包装従事者	187,500	～	169,864	991	～	908	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	226,614	～	176,235	996	～	934	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限	(時間額) 下限		
職業計	256,872	～	195,787	1,141	～	1,020	210,899
A 管理的職業従事者	314,575	～	240,397	-	～	-	330,769
B 専門的・技術的職業従事者	281,968	～	209,279	1,488	～	1,224	231,674
07製造技術者(開発)	297,846	～	184,854	-	～	-	
08製造技術者(開発を除く)	316,294	～	199,625	1,800	～	1,800	
09建築・土木・測量技術者	349,389	～	215,373	-	～	-	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	335,582	～	254,024	2,667	～	2,167	
13保健師、助産師、看護師	266,189	～	215,340	1,518	～	1,285	
14医療技術者	282,776	～	215,308	1,705	～	1,277	
16社会福祉専門職業従事者	254,267	～	212,477	1,205	～	1,048	
C 事務従事者	223,902	～	179,301	1,081	～	991	183,792
25一般事務従事者	207,515	～	171,800	1,096	～	1,000	
26会計事務従事者	298,978	～	217,869	990	～	959	
28営業・販売事務従事者	293,483	～	205,329	1,096	～	986	
D 販売従事者	268,364	～	202,352	1,070	～	973	229,063
32商品販売従事者	232,621	～	190,694	1,121	～	992	
34営業職業従事者	278,208	～	205,712	1,000	～	1,000	
E サービス職業従事者	223,487	～	183,894	1,095	～	981	194,649
36介護サービス職業従事者	221,912	～	181,915	1,208	～	1,016	
37保健医療サービス職業従事者	192,089	～	168,405	1,000	～	931	
39飲食調理従事者	228,242	～	192,491	1,046	～	953	
40接客・給仕職業従事者	268,613	～	198,780	1,045	～	952	
41居住施設・ビル等管理人	165,373	～	156,219	996	～	992	
F 保安職業従事者	197,756	～	180,236	1,050	～	959	185,714
G 農林漁業従事者	195,478	～	168,621	973	～	962	171,000
H 生産工程従事者	273,966	～	191,139	1,076	～	936	213,276
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	250,000	～	170,000	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	271,336	～	187,165	1,300	～	1,000	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	263,823	～	191,425	987	～	896	
55機械整備・修理従事者	273,714	～	195,753	1,042	～	890	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～	-	1,500	～	880	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	278,750	～	168,750	-	～	-	
I 輸送・機械運転従事者	298,213	～	215,846	1,110	～	1,025	227,358
61自動車運転従事者	294,986	～	217,574	1,110	～	1,025	
64定置・建設機械運転従事者	367,778	～	217,778	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	297,862	～	201,316	1,200	～	1,000	246,667
65建設躯体工事従事者	349,950	～	222,130	-	～	-	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	315,068	～	211,835	1,200	～	1,000	
67電気工事従事者	250,150	～	179,374	-	～	-	
68土木作業従事者	290,167	～	193,975	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	225,014	～	185,651	1,002	～	960	186,620
70運搬従事者	226,872	～	195,415	1,013	～	945	
71清掃従事者	212,711	～	175,941	991	～	966	
72包装従事者	-	～	-	1,117	～	913	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	240,072	～	173,195	1,024	～	951	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 丸亀

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム (月額)		パート (時間額)				
	上限	下限	上限	下限			
職業計	259,861	～ 201,525	1,156	～ 1,030		203,268	
A 管理的職業従事者	383,400	～ 297,850	-	～ -		-	
B 専門的・技術的職業従事者	269,896	～ 217,514	1,494	～ 1,272		233,571	
07製造技術者（開発）	260,000	～ 175,000	-	～ -			
08製造技術者（開発を除く）	380,000	～ 235,000	-	～ -			
09建築・土木・測量技術者	422,414	～ 288,721	-	～ -			
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	365,738	～ 286,913	2,450	～ 2,075			
13保健師，助産師，看護師	257,771	～ 205,237	1,543	～ 1,307			
14医療技術者	267,638	～ 224,692	1,510	～ 1,279			
16社会福祉専門職業従事者	228,562	～ 201,720	1,183	～ 1,088			
C 事務従事者	227,662	～ 178,613	1,033	～ 939		181,818	
25一般事務従事者	217,419	～ 173,222	1,016	～ 940			
26会計事務従事者	237,143	～ 170,429	1,317	～ 903			
28営業・販売事務従事者	270,000	～ 181,250	1,100	～ 1,100			
D 販売従事者	269,449	～ 208,114	1,031	～ 946		178,462	
32商品販売従事者	284,400	～ 208,400	1,006	～ 925			
34営業職業従事者	264,109	～ 208,012	1,350	～ 1,225			
E サービス職業従事者	228,837	～ 188,193	1,099	～ 978		199,189	
36介護サービス職業従事者	218,751	～ 182,511	1,123	～ 995			
37保健医療サービス職業従事者	200,878	～ 169,286	1,156	～ 983			
39飲食物調理従事者	224,604	～ 198,513	1,041	～ 938			
40接客・給仕職業従事者	248,631	～ 183,569	1,158	～ 1,034			
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	880	～ 880			
F 保安職業従事者	226,500	～ 177,530	1,048	～ 1,010		175,000	
G 農林漁業従事者	259,200	～ 183,600	1,000	～ 900		210,000	
H 生産工程従事者	281,253	～ 198,621	1,013	～ 954		209,388	
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	275,000	～ 166,000	900	～ 900			
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	282,264	～ 204,813	1,000	～ 975			
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	242,864	～ 181,694	967	～ 896			
55機械整備・修理従事者	353,194	～ 218,838	1,500	～ 1,500			
57製品検査従事者（金属製品を除く）	-	～ -	-	～ -			
58機械検査従事者	290,000	～ 199,333	-	～ -			
59生産関連・生産類似作業従事者	259,717	～ 185,218	1,125	～ 1,050			
I 輸送・機械運転従事者	259,649	～ 216,296	1,061	～ 983		215,000	
61自動車運転従事者	261,692	～ 217,873	1,061	～ 983			
64定置・建設機械運転従事者	251,107	～ 216,959	-	～ -			
J 建設・採掘従事者	339,698	～ 218,140	1,455	～ 1,023		222,727	
65建設躯体工事従事者	339,453	～ 226,433	-	～ -			
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	336,333	～ 206,911	1,225	～ 1,000			
67電気工事従事者	357,133	～ 223,067	-	～ -			
68土木作業従事者	332,560	～ 215,337	1,685	～ 1,045			
K 運搬・清掃・包装等従事者	229,973	～ 182,459	995	～ 945		192,222	
70運搬従事者	234,288	～ 180,664	1,038	～ 954			
71清掃従事者	218,767	～ 192,500	994	～ 960			
72包装従事者	-	～ -	893	～ 893			
73その他の運搬・清掃・包装従事者	227,250	～ 182,352	992	～ 929			

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限	(時間額) 下限		
職業計	259,861	～	201,525	1,174	～	1,014	204,567
A 管理的職業従事者	383,400	～	297,850	-	～	-	230,000
B 専門的・技術的職業従事者	269,896	～	217,514	1,402	～	1,185	221,395
07製造技術者(開発)	260,000	～	175,000	-	～	-	
08製造技術者(開発を除く)	380,000	～	235,000	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	422,414	～	288,721	1,500	～	1,000	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	365,738	～	286,913	1,500	～	1,500	
13保健師、助産師、看護師	257,771	～	205,237	1,456	～	1,236	
14医療技術者	267,638	～	224,692	1,467	～	1,221	
16社会福祉専門職業従事者	228,562	～	201,720	1,175	～	1,011	
C 事務従事者	227,662	～	178,613	1,063	～	982	181,111
25一般事務従事者	217,419	～	173,222	1,081	～	994	
26会計事務従事者	237,143	～	170,429	1,000	～	900	
28営業・販売事務従事者	270,000	～	181,250	-	～	-	
D 販売従事者	269,449	～	208,114	1,083	～	940	222,857
32商品販売従事者	284,400	～	208,400	1,066	～	916	
34営業職業従事者	264,109	～	208,012	1,125	～	1,000	
E サービス職業従事者	228,837	～	188,193	1,217	～	977	179,130
36介護サービス職業従事者	218,751	～	182,511	1,269	～	1,029	
37保健医療サービス職業従事者	200,878	～	169,286	1,071	～	961	
39飲食調理従事者	224,604	～	198,513	1,170	～	946	
40接客・給仕職業従事者	248,631	～	183,569	1,225	～	967	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	226,500	～	177,530	-	～	-	-
G 農林漁業従事者	259,200	～	183,600	939	～	939	150,000
H 生産工程従事者	281,253	～	198,621	1,051	～	946	213,478
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	275,000	～	166,000	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	282,264	～	204,813	1,515	～	1,115	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	242,864	～	181,694	970	～	911	
55機械整備・修理従事者	353,194	～	218,838	-	～	-	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～	-	
58機械検査従事者	290,000	～	199,333	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	259,717	～	185,218	-	～	-	
I 輸送・機械運転従事者	259,649	～	216,296	1,269	～	1,256	296,667
61自動車運転従事者	261,692	～	217,873	1,150	～	1,133	
64定置・建設機械運転従事者	251,107	～	216,959	1,625	～	1,625	
J 建設・採掘従事者	339,698	～	218,140	2,250	～	1,250	245,000
65建設躯体工事従事者	339,453	～	226,433	2,250	～	1,250	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	336,333	～	206,911	-	～	-	
67電気工事従事者	357,133	～	223,067	-	～	-	
68土木作業従事者	332,560	～	215,337	-	～	-	
K 運搬・清掃・包装等従事者	229,973	～	182,459	973	～	934	205,263
70運搬従事者	234,288	～	180,664	1,030	～	950	
71清掃従事者	218,767	～	192,500	961	～	938	
72包装従事者	-	～	-	989	～	914	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	227,250	～	182,352	966	～	931	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	253,867	～ 191,406	1,086	～ 974	200,115
A 管理的職業従事者	-	～ -	-	～ -	150,000
B 専門的・技術的職業従事者	284,782	～ 205,997	1,347	～ 1,161	221,778
07製造技術者（開発）	265,000	～ 175,000	-	～ -	
08製造技術者（開発を除く）	-	～ -	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	389,782	～ 231,304	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	～ -	-	～ -	
13保健師、助産師、看護師	255,386	～ 201,757	1,376	～ 1,222	
14医療技術者	277,125	～ 210,263	1,525	～ 1,175	
16社会福祉専門職業従事者	235,492	～ 196,442	1,146	～ 1,046	
C 事務従事者	199,846	～ 166,430	1,047	～ 941	181,324
25一般事務従事者	188,956	～ 161,322	1,047	～ 942	
26会計事務従事者	161,200	～ 158,787	-	～ -	
28営業・販売事務従事者	273,333	～ 210,000	1,200	～ 900	
D 販売従事者	262,515	～ 206,139	993	～ 914	216,667
32商品販売従事者	227,299	～ 177,413	993	～ 914	
34営業職業従事者	279,285	～ 219,818	-	～ -	
E サービス職業従事者	211,377	～ 168,992	1,168	～ 1,000	191,579
36介護サービス職業従事者	197,711	～ 165,826	1,317	～ 1,032	
37保健医療サービス職業従事者	171,100	～ 159,900	1,067	～ 880	
39飲食調理従事者	251,550	～ 169,450	1,127	～ 1,031	
40接客・給仕職業従事者	215,000	～ 190,000	1,024	～ 1,010	
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	
F 保安職業従事者	226,667	～ 184,000	-	～ -	-
G 農林漁業従事者	186,667	～ 176,667	900	～ 878	233,333
H 生産工程従事者	250,861	～ 176,875	1,029	～ 924	200,182
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	254,897	～ 193,230	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	269,739	～ 186,452	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	235,715	～ 173,748	1,023	～ 919	
55機械整備・修理従事者	264,883	～ 176,914	-	～ -	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	190,025	～ 161,220	-	～ -	
58機械検査従事者	250,000	～ 167,500	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	278,578	～ 173,985	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	303,573	～ 240,144	1,028	～ 997	180,000
61自動車運転従事者	309,922	～ 243,506	1,044	～ 1,020	
64定置・建設機械運転従事者	244,317	～ 208,758	950	～ 880	
J 建設・採掘従事者	306,174	～ 213,036	1,500	～ 1,100	280,000
65建設躯体工事従事者	291,600	～ 237,600	-	～ -	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	255,667	～ 185,933	-	～ -	
67電気工事従事者	270,000	～ 180,000	-	～ -	
68土木作業従事者	321,057	～ 218,815	1,500	～ 1,100	
K 運搬・清掃・包装等従事者	219,500	～ 177,663	984	～ 928	197,222
70運搬従事者	252,499	～ 182,965	1,026	～ 911	
71清掃従事者	206,470	～ 191,033	983	～ 949	
72包装従事者	179,000	～ 161,400	893	～ 893	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	201,820	～ 175,300	984	～ 915	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワークさぬき

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム (月額)		パート (時間額)				
	上限	下限	上限	下限			
職業計	255,893	～	193,154	1,114	～	980	200,000
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～	-	250,000
B 専門的・技術的職業従事者	297,358	～	216,331	1,489	～	1,168	255,000
07製造技術者（開発）	306,667	～	190,000	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	280,000	～	200,000	-	～	-	
09建築・土木・測量技術者	355,167	～	242,183	1,700	～	1,350	
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	365,600	～	245,200	-	～	-	
13保健師，助産師，看護師	285,989	～	212,481	1,440	～	1,100	
14医療技術者	237,120	～	201,080	1,633	～	1,233	
16社会福祉専門職業従事者	247,480	～	197,300	1,500	～	1,000	
C 事務従事者	210,567	～	171,350	935	～	892	175,641
25一般事務従事者	199,342	～	165,342	977	～	901	
26会計事務従事者	216,033	～	170,065	880	～	880	
28営業・販売事務従事者	250,000	～	200,000	-	～	-	
D 販売従事者	289,167	～	212,333	1,027	～	903	168,000
32商品販売従事者	-	～	-	1,100	～	915	
34営業職業従事者	289,167	～	212,333	880	～	880	
E サービス職業従事者	229,491	～	174,413	1,161	～	1,014	196,087
36介護サービス職業従事者	231,250	～	173,201	1,411	～	1,138	
37保健医療サービス職業従事者	260,000	～	165,000	1,300	～	1,000	
39飲食物調理従事者	154,600	～	141,400	959	～	901	
40接客・給仕職業従事者	260,000	～	200,000	940	～	940	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～	-	
F 保安職業従事者	165,120	～	165,120	993	～	961	-
G 農林漁業従事者	213,333	～	185,333	1,027	～	893	190,000
H 生産工程従事者	231,888	～	180,930	959	～	897	197,059
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	226,667	～	178,000	-	～	-	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	243,430	～	193,860	-	～	-	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	215,650	～	169,364	959	～	897	
55機械整備・修理従事者	215,500	～	156,625	-	～	-	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	190,000	～	152,500	-	～	-	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～	-	
59生産関連・生産類似作業従事者	278,750	～	208,000	-	～	-	
I 輸送・機械運転従事者	294,633	～	223,056	1,200	～	900	235,714
61自動車運転従事者	294,633	～	223,056	1,200	～	900	
64定置・建設機械運転従事者	-	～	-	-	～	-	
J 建設・採掘従事者	331,468	～	207,954	2,000	～	1,000	200,000
65建設躯体工事従事者	-	～	-	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	322,000	～	220,600	-	～	-	
67電気工事従事者	-	～	-	-	～	-	
68土木作業従事者	334,623	～	203,738	2,000	～	1,000	
K 運搬・清掃・包装等従事者	208,279	～	177,732	943	～	915	172,667
70運搬従事者	205,752	～	178,264	977	～	908	
71清掃従事者	-	～	-	937	～	932	
72包装従事者	210,000	～	190,000	900	～	887	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	215,000	～	170,000	930	～	880	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	234,040	～ 180,274	1,131	～ 960	194,833
A 管理的職業従事者	-	～ -	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	274,881	～ 199,791	1,473	～ 1,090	175,556
07製造技術者(開発)	250,000	～ 170,000	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	300,000	～ 150,440	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	374,967	～ 254,892	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	～ -	-	～ -	
13保健師、助産師、看護師	265,002	～ 198,317	1,552	～ 1,159	
14医療技術者	239,701	～ 180,331	1,200	～ 950	
16社会福祉専門職業従事者	210,570	～ 172,236	1,520	～ 1,060	
C 事務従事者	187,286	～ 165,216	1,003	～ 886	201,250
25一般事務従事者	189,119	～ 162,636	1,054	～ 879	
26会計事務従事者	200,000	～ 200,000	-	～ -	
28営業・販売事務従事者	-	～ -	-	～ -	
D 販売従事者	237,180	～ 186,902	1,032	～ 884	253,333
32商品販売従事者	205,724	～ 160,454	1,032	～ 884	
34営業職業従事者	258,150	～ 204,533	-	～ -	
E サービス職業従事者	193,912	～ 164,567	1,145	～ 942	168,000
36介護サービス職業従事者	225,717	～ 181,650	1,272	～ 945	
37保健医療サービス職業従事者	182,535	～ 182,535	1,000	～ 880	
39飲食調理従事者	190,000	～ 155,133	998	～ 893	
40接客・給仕職業従事者	200,000	～ 157,000	1,300	～ 995	
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	
F 保安職業従事者	264,870	～ 206,550	1,355	～ 1,126	-
G 農林漁業従事者	230,000	～ 135,000	-	～ -	-
H 生産工程従事者	211,610	～ 169,750	1,056	～ 954	177,500
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	225,000	～ 183,000	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	298,250	～ 200,500	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	194,936	～ 165,324	1,056	～ 954	
55機械整備・修理従事者	270,000	～ 180,000	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	
58機械検査従事者	-	～ -	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	-	～ -	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	253,960	～ 176,384	880	～ 880	300,000
61自動車運転従事者	267,450	～ 181,230	880	～ 880	
64定置・建設機械運転従事者	200,000	～ 157,000	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	336,260	～ 200,075	-	～ -	300,000
65建設躯体工事従事者	-	～ -	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	329,847	～ 195,667	-	～ -	
67電気工事従事者	-	～ -	-	～ -	
68土木作業従事者	355,500	～ 213,300	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	201,000	～ 188,500	975	～ 932	167,500
70運搬従事者	-	～ -	1,150	～ 1,100	
71清掃従事者	220,000	～ 200,000	926	～ 926	
72包装従事者	-	～ -	1,033	～ 933	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	182,000	～ 177,000	925	～ 895	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

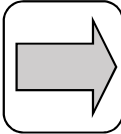
* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

香川県内経済情勢報告



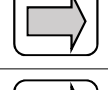
令和 5 年 4 月
財務省四国財務局

香川県内経済情勢報告

	令和5年1月判断	10月判断 との比較	令和5年4月判断	総括判断の要点	1月判断 との比較
総括判断	緩やかに持ち直している	 (2期ぶり 上方修正)	緩やかに持ち直している	個人消費は、百貨店・スーパーが底堅い状況のなか、ドラッグストアが堅調となっているほか、観光が緩やかに回復しつつあることなどから、全体としては緩やかに持ち直している。 生産活動は、汎用・生産用機械で持ち直しのテンポが緩やかになっているほか、化学が足踏みの状況にあり、電気機械が弱含んでいることなどから、全体としては弱含んでいる。 雇用情勢は、緩やかに持ち直している。	 (据え置き)

〔先行き〕

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

項目	令和5年1月判断	10月判断 との比較	令和5年4月判断	1月判断 との比較
個人消費	緩やかに持ち直している		緩やかに持ち直している	
生産活動	横ばいの状況にある		弱含んでいる	
雇用情勢	緩やかに持ち直している		緩やかに持ち直している	
公共事業	前年度を下回っている		前年度並みとなっている	
住宅建設	前年を下回っている		前年を上回っている	
設備投資	4年度は前年度を上回る見込み		4年度は前年度を上回る見込み	

※ 5年4月判断は、前回1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

個人消費

緩やかに持ち直している

(据え置き)

○百貨店・スーパーは、衣料品等に持ち直しの動きがみられるほか、飲食料品が底堅いことから、全体としては底堅いものとなっている。

○コンビニエンスストアは、酒類を含む飲料品や米飯類等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

〔主なヒアリング結果〕

《百貨店・スーパー》

○外出機運の高まりによって、衣料品やキャリーバッグ、化粧品等に動きがみられる。

○節約志向の高まりを背景に、牛肉よりも、比較的割安感のある鶏肉を選ぶ消費者が増えている。

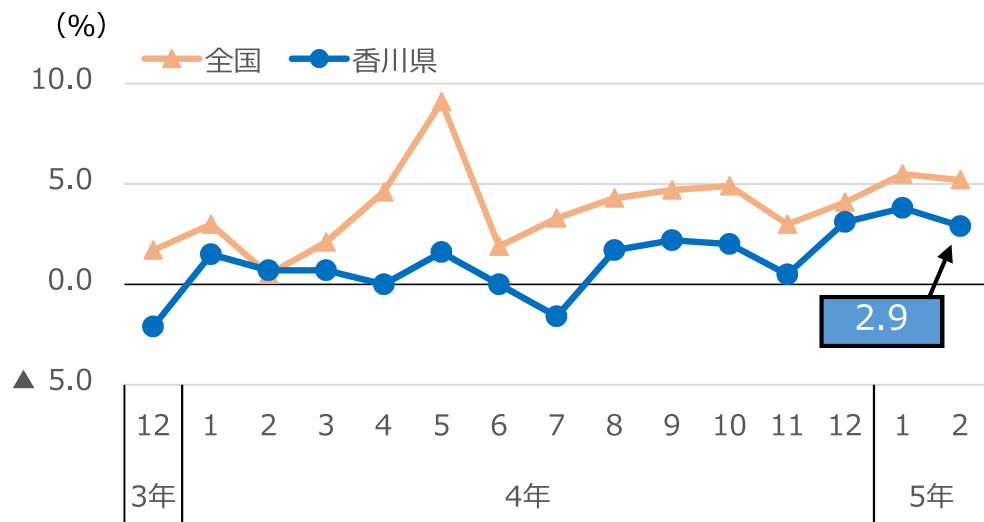
○冷凍食品の売上が伸びている。特に、昼食代を節約するため自宅で弁当を作る方が増えていることから、弁当に使いやすい商品が人気となっている。

《コンビニエンスストア》

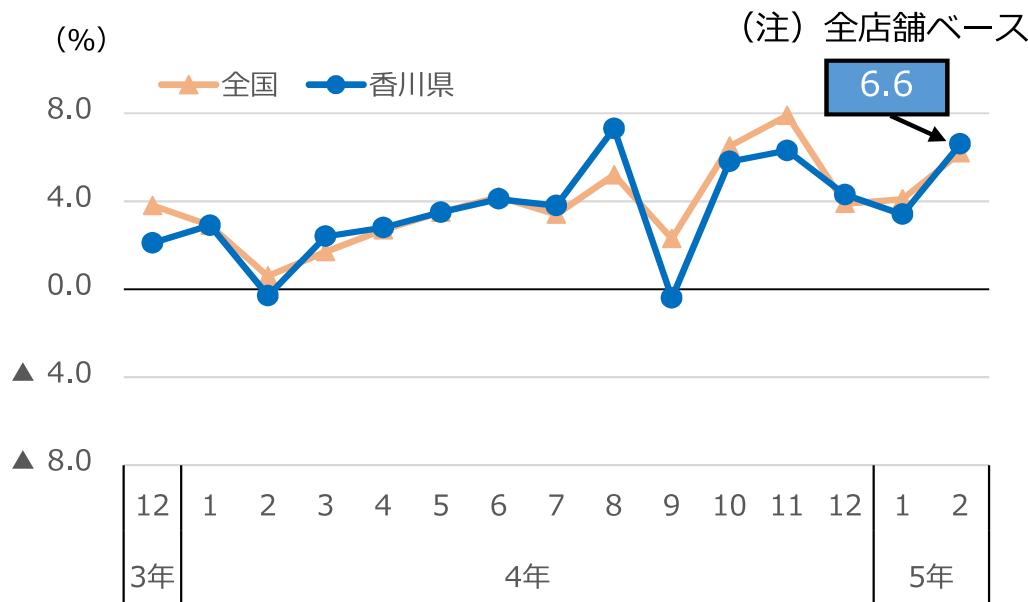
○行楽需要や観光客の増加などを背景に来店客数が増え、おにぎりやパン類、ペットボトル飲料などの売上が伸びている。

○県内で宿泊する観光客が増えており、おつまみやアルコール飲料の売上が伸びている。

〔百貨店・スーパー販売額（前年同月比）〕 (注) 全店舗ベース



〔コンビニエンスストア販売額（前年同月比）〕 (注) 全店舗ベース



【出所】経済産業省、四国経済産業局

個人消費

- ドラッグストアは、医薬品や化粧品に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。
- 家電大型専門店、省エネ性能の高い冷蔵庫や洗濯機等に動きがみられるものの、テレビやレコーダー等の動きが鈍いことから、全体としては弱含んでいる。
- ホームセンターは、園芸用品やペット用品等に動きがみられるものの、日用品等の動きが鈍いことから、全体としては弱含んでいる。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、小型車は前年を下回っているものの、普通車及び軽乗用車は前年を上回っており、全体としても前年を上回っている。
- 観光は、団体客や外国人旅行客の増加がみられ、緩やかに回復しつつある。
- 国内旅行は、全国旅行支援の効果などにより持ち直しており、海外旅行は、水際対策の緩和により持ち直しの兆しがみられる。

〔主なヒアリング結果〕

《ドラッグストア》

- コロナ禍の落ち着きによって抗原検査キット等の売上が落ちた一方、花粉症対策商品が伸びているほか、化粧品にも動きがみられる。

《観光》

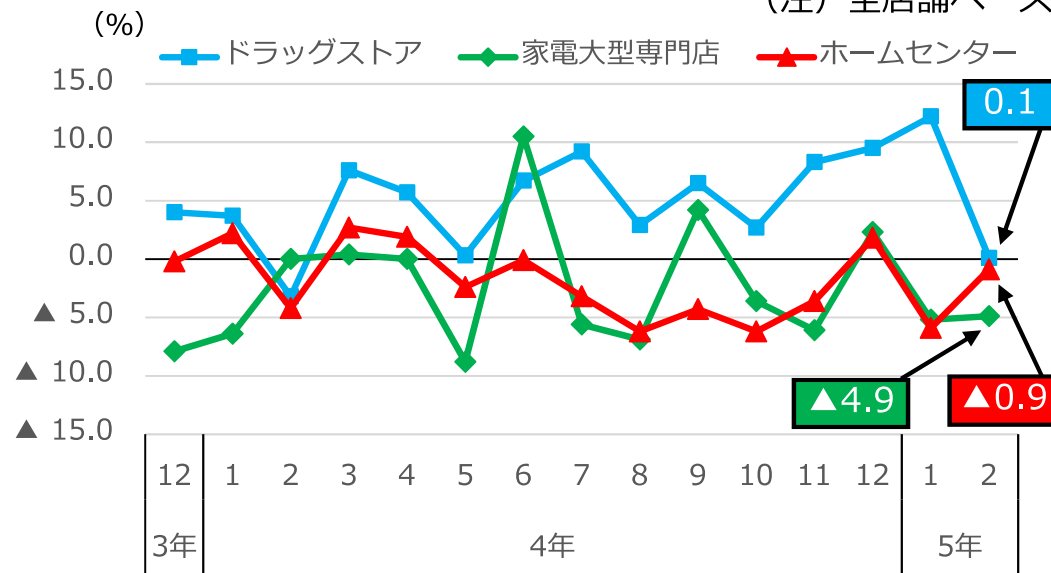
- 大都市圏からの団体客が多くなっているほか、国際線の再開により外国人旅行客も増加している。
- 宿泊者数は、全国旅行支援の効果もあってコロナ前の水準に近づいている。

《旅行》

- 割引率の低下後も全国旅行支援が旅行需要喚起の要因となっているほか、ウィズコロナの浸透もあって旅行者数は順調に回復している。

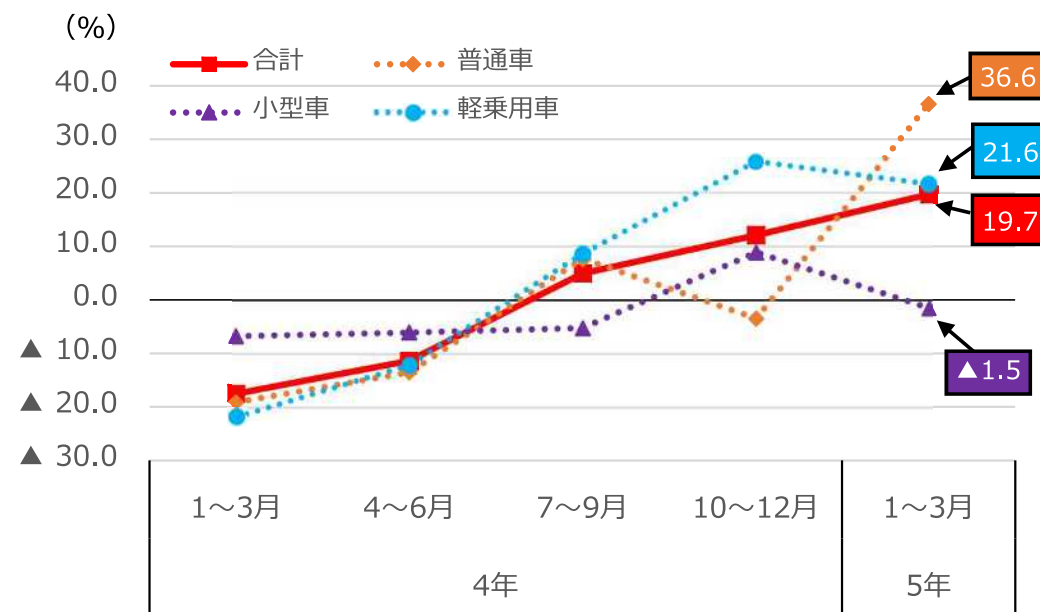
〔香川県の専門量販店販売額（前年同月比）〕

（注）全店舗ベース



〔出所〕四国経済産業局

〔香川県の乗用車新車登録・届出台数（前年同期比）〕



〔出所〕四国運輸局の公表データから算出

生産活動

生産活動 弱含んでいる

(2期連続下方修正)

○汎用・生産用機械は、設備投資関連の需要は堅調であるものの、一部に弱さがみられ、持ち直しのテンポが緩やかになっている。化学は、一部に受注の減少がみられることから、足踏みの状況にある。電気機械は、電子部品に弱さがみられることから、弱含んでいる。こうしたことから、全体としては弱含んでいる。

〔主なヒアリング結果〕

「汎用・生産用機械」

○海外向けの自動車関連需要について、在庫を積み増す動きが落ち着き、生産量は減少している。

「化学」

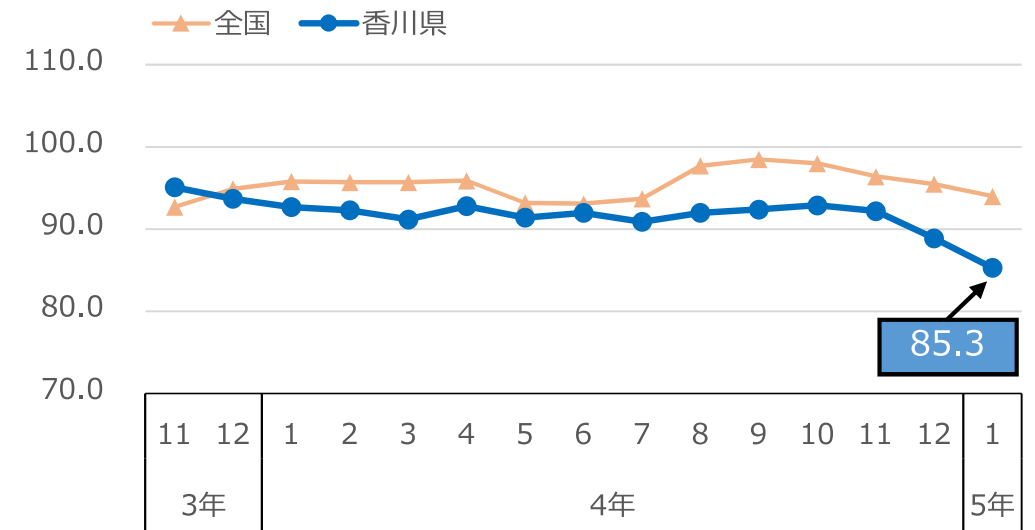
○医薬品は、国内需要、海外需要ともに安定しており、高操業となっている。

○自動車の生産調整を行っていた影響がみられており、生産量は減少している。

「電気機械」

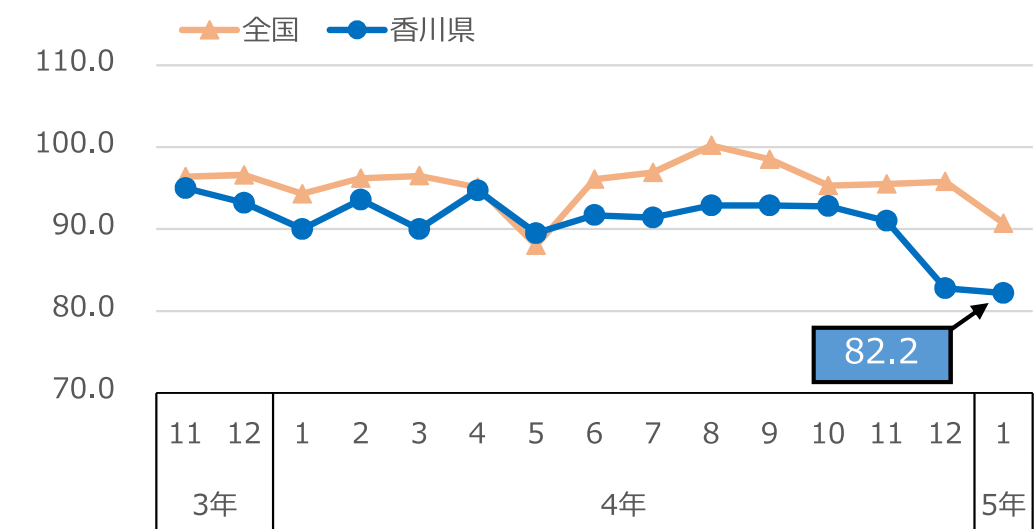
○中国向けのスマートフォン電子部品について、引き続き在庫調整が行われていることから、生産量が減少している。

〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、3か月移動平均）〕



(平成27年=100) 【出所】経済産業省、香川県の公表データから算出

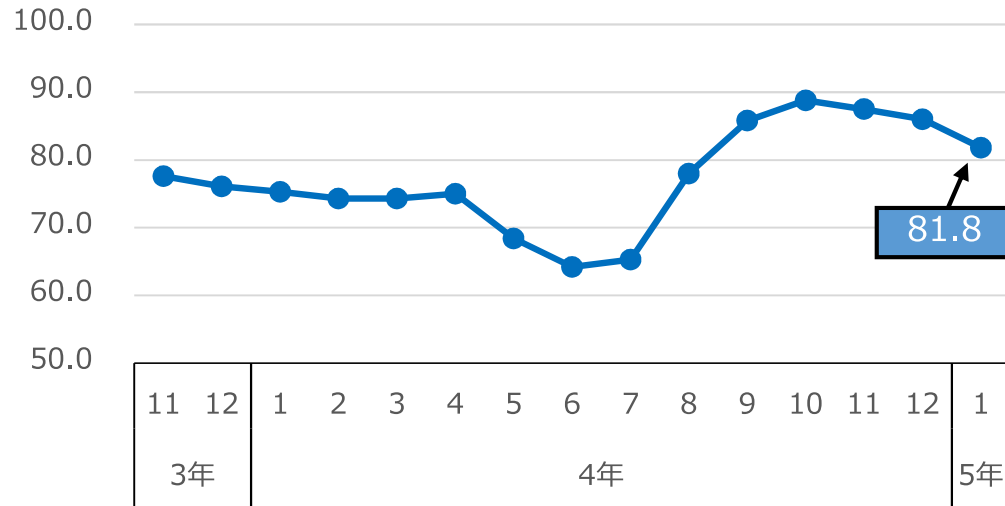
〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、単月）〕



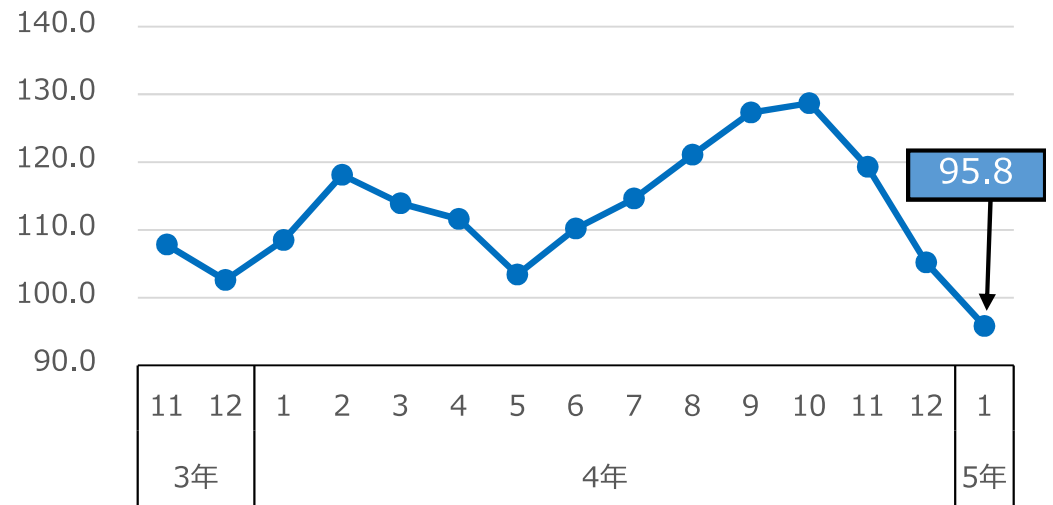
(平成27年=100) 【出所】経済産業省、香川県

生産活動

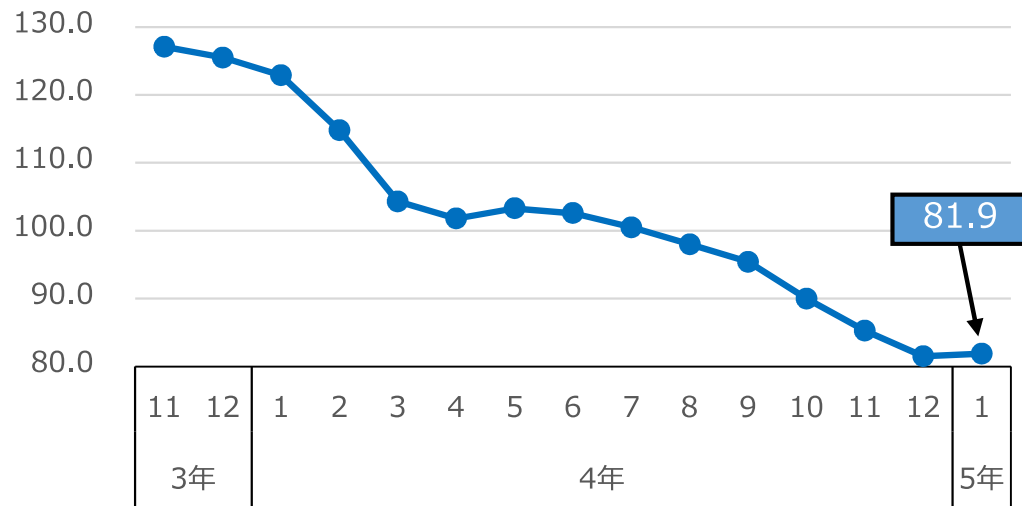
〔汎用・生産用機械〕



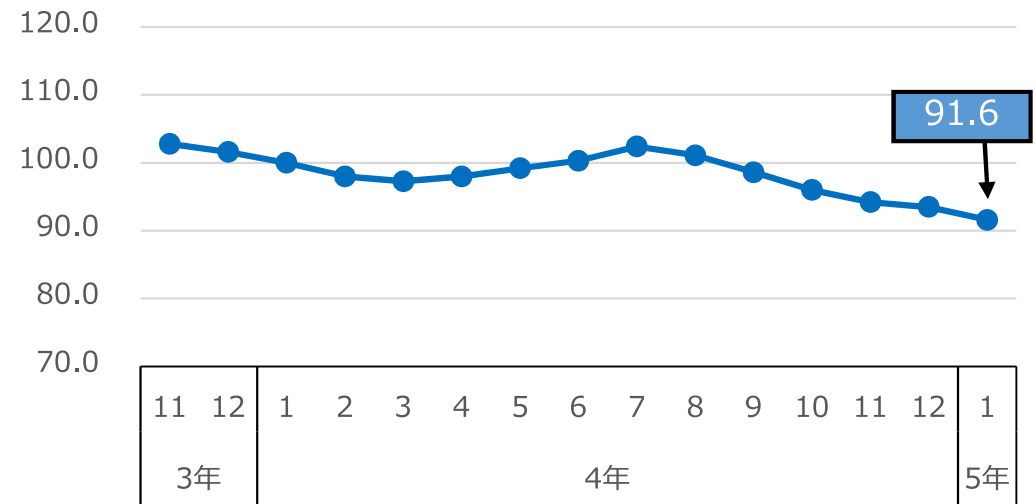
〔化学・石油石炭〕



〔電気機械〕



〔プラスチック〕



(季節調整済指数、3か月移動平均、平成27年=100) 【出所】香川県の公表データから算出

雇用情勢

雇用情勢

緩やかに持ち直している

(2期連続据え置き)

○有効求人倍率はこのところ低下しているものの、新規求人数は底堅く推移しており、雇用情勢は緩やかに持ち直している。

〔主なヒアリング結果〕

《労働局》

○有効求人倍率の低下は、求人提出時期のずれや、前年の大型求人の反動などによるものであり、人手不足の傾向は続いている。

○感染症の影響緩和や物価高などから、高齢者等の求職活動が活発になっている。

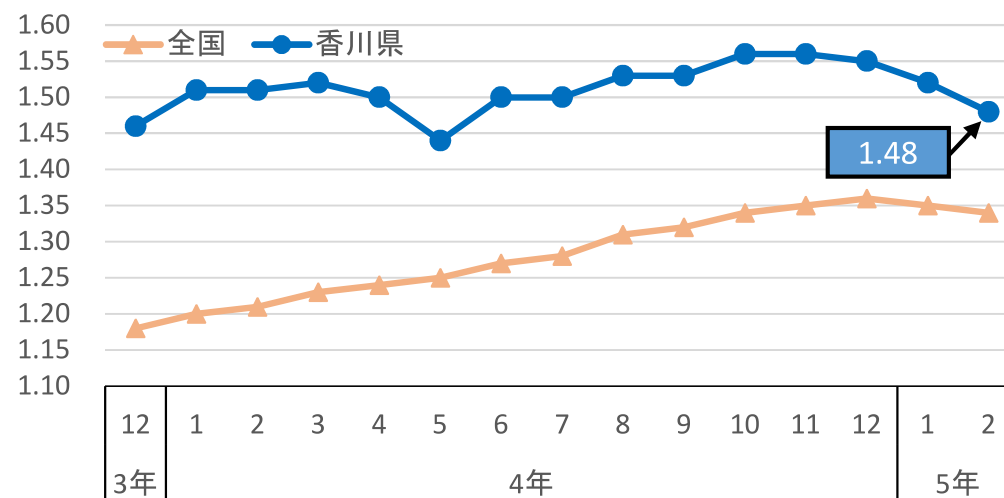
○旅行客の増加から、人手不足感が高まっている宿泊業で求人数が増加している。

《食料品製造業》

○原材料価格の高騰により厳しい状況が続いているものの、人員を確保するために今年度はベースアップを実施する予定である。

〔有効求人倍率（季節調整値）〕

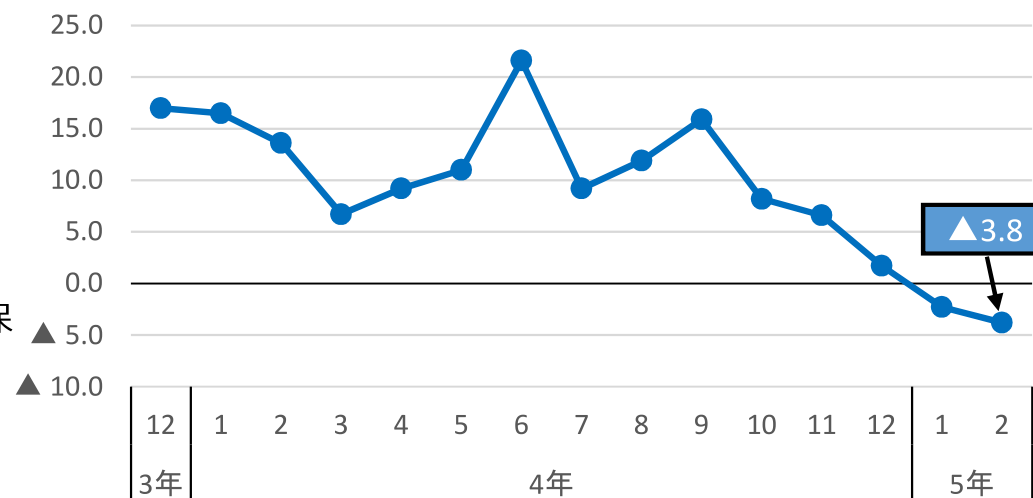
(倍)



【出所】厚生労働省

〔香川県の新規求人数（原数値、前年同月比）〕

(%)



【出所】厚生労働省の公表データから算出

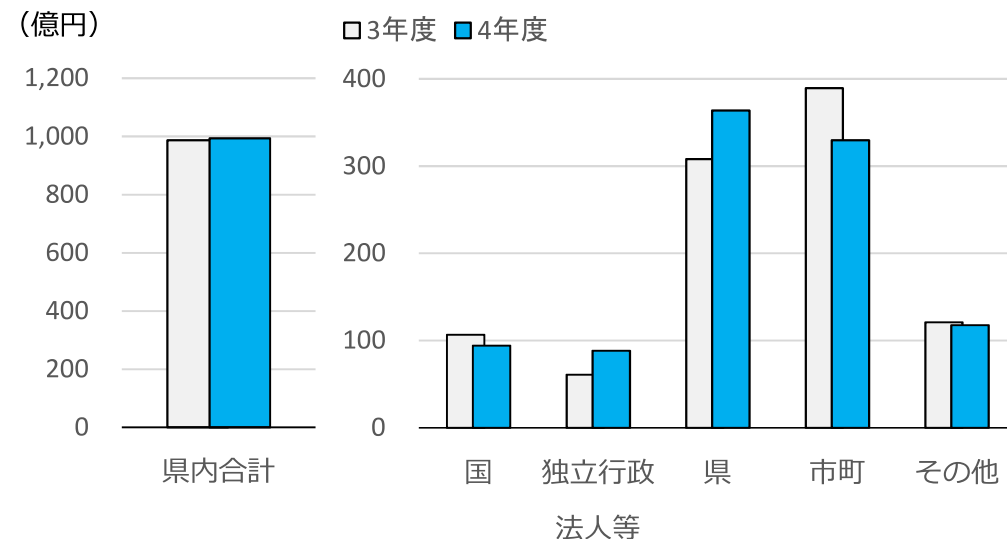
公共事業・住宅建設

公共事業

前年度並みとなっている

○前払金保証請負金額でみると、国及び市町は前年度を下回っているものの、独立行政法人等及び県は前年度を上回っていることから、全体としては前年度並みとなっている。

〔香川県の公共工事前払金保証請負金額（3月累計額）〕



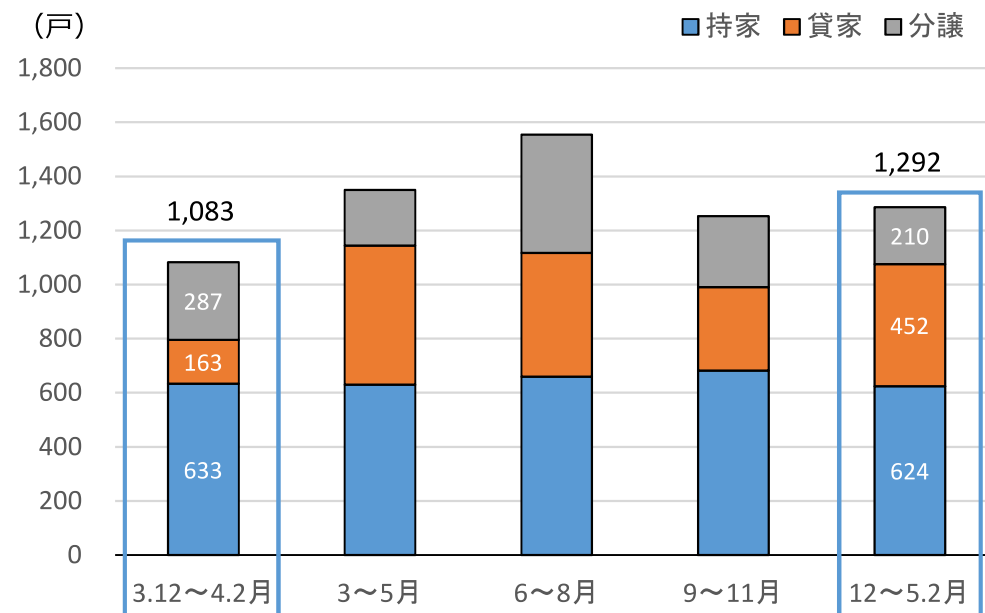
【出所】西日本建設業保証（株）等

住宅建設

前年を上回っている

○新設住宅着工戸数でみると、持家と分譲は前年を下回っているものの、貸家は前年を上回っており、全体としても前年を上回っている。

〔香川県の新設住宅着工戸数〕



※合計は給与住宅を含む

【出所】国土交通省の公表データから算出

設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

設備投資

4年度は前年度を上回る見込み

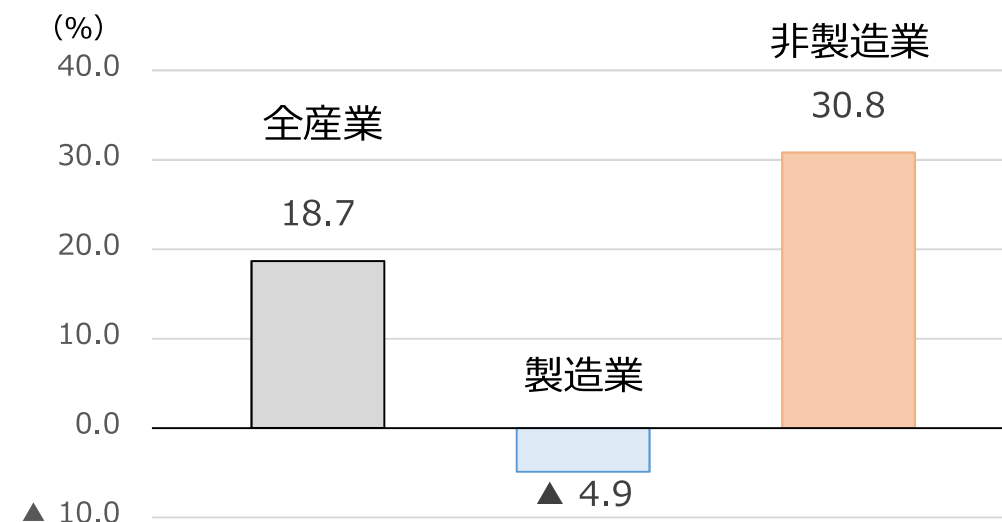
（企業倒産）

件数、負債総額ともに前年を上回っている

（消費者物価）

前年を上回っている

〔香川県の設備投資（前年度比）〕

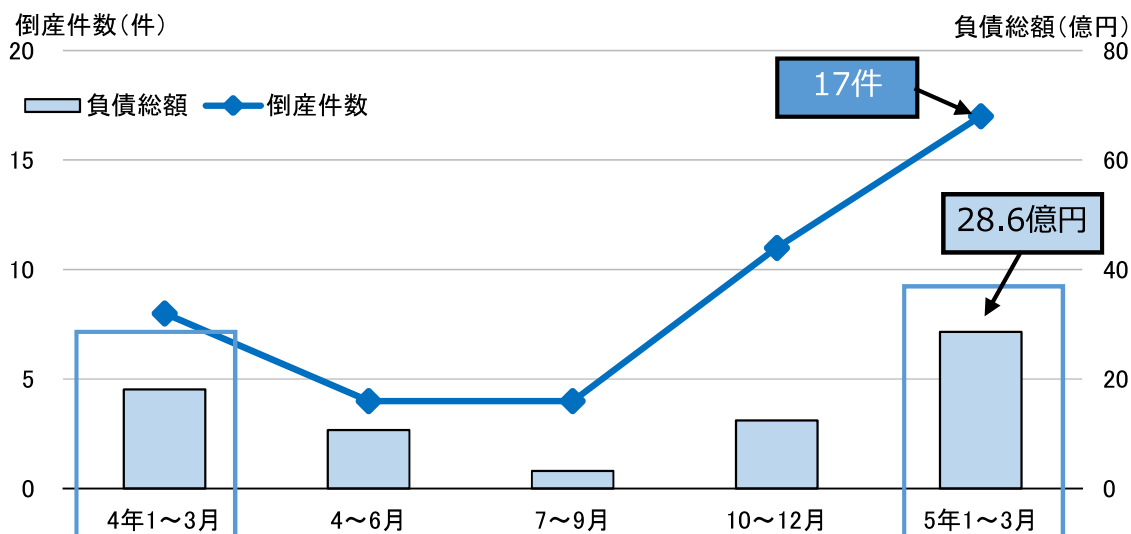


※5年1～3月期調査の結果

※ソフトウェア含む、土地除く

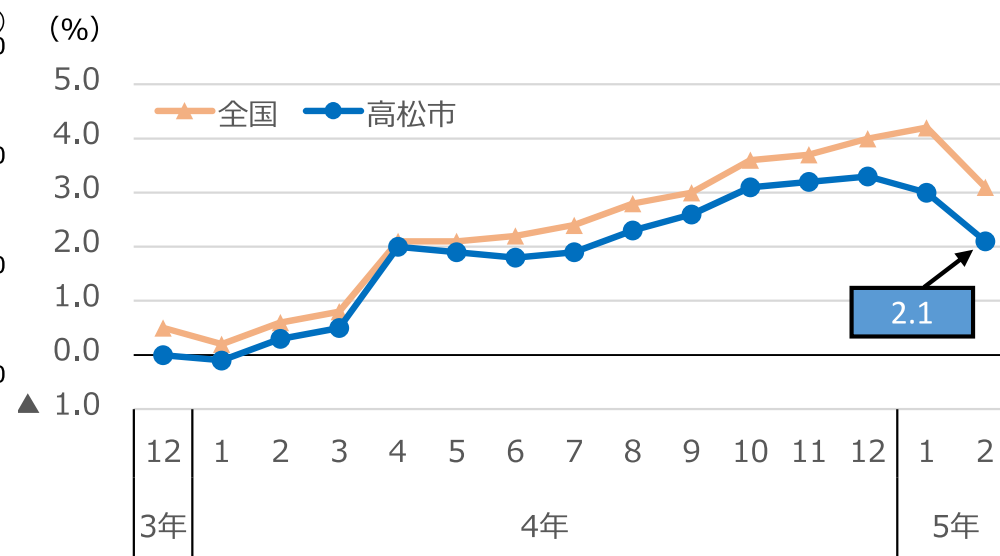
【出所】四国財務局（法人企業景気予測調査）

〔香川県の倒産件数・負債総額（負債額1,000万円以上）〕



【出所】東京商工リサーチの公表データから算出

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合、前年同月比）〕



(2020年=100) 【出所】総務省

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは

電話番号 087-811-7780

財務広報相談室（内線260）又は 経済調査課（内線250）へ

ホームページアドレス <https://lfb.mof.go.jp/shikoku/>



(本件に関する照会先)

日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2023年6月12日

日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は持ち直している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は減少している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2022年度は、前年を下回る見込みとなっている。2023年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、持ち直している。

大型小売店の売上は、持ち直している。

乗用車販売は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。

家電販売は、このところ弱めの動きとなっている。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、引き続き持ち直した。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、減少している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。汎用・生産用機械、金属製品、窯業・土石は、持ち直している。非鉄金属、食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。輸送機械は、生産水準が幾分低下している。電気機械は、弱めの動きが続いている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2%台前半のプラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が幾分縮小した。

貸出約定平均金利（3月）は、前月比上昇した。

- 預金（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が幾分縮小した。

- 倒産および信用保証協会の代位弁済は、引き続き低水準で推移しているが、このところ前年を上回っている。

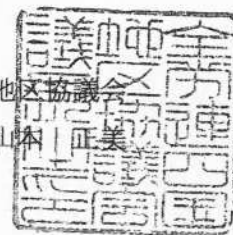
以 上

2023年5月16日

香川労働局 局長 栗尾 保和 殿
 地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連四国地区協議会

議長 山本 正美



要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

ご承知のとおり、昨今の物価高騰により労働者・国民の暮らしは、極めて厳しく、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者は生活できない状況に陥っています。この間、私たちは各県の労働局長に対し、物価高騰の異常事態のなかで最低賃金法第12条に基づき地方最低賃金審議会に最低賃金の「再改定」を直ちに諮問するよう要請してきましたが、電気料金も高騰するなか早急な対応が求められています。

いま日本の経済力は東南アジア以下の34位にまで転落していますが、その要因が人への投資・賃金抑制にあり、技術者や研究者の海外や海外企業への流出が言われています。同様に、賃金の地域格差は、地方の担い手が都市部に流出する大きな要因となっています。最近実施された、20歳台単身者が自立して生活するための最低生計費調査では、東京北区で時給1,664円、高知市で同1,665円と全国どこでも生活費に変わりがないことがあらためて明らかになっています。地域経済が衰退するなかで最低賃金の全国一律制度の声が強まっていますが、「中賃目安全協」は、4ランクから3ランクに改正したもののランク制度を維持することを妥当としています。また、ランク付けの指数では、肝心の消費者物価地域差指数では東京を100として徳島95.3、高知95.1、香川94.0、愛媛93.8となっていますが、所得や消費支出、給与などの指数を多く並べて最終的には香川78.1、徳島75.4、愛媛73.4、高知71.1としてランク分けをしています。所得や賃金が低いのは最賃や公務員の地域手当など格差を付けてきた結果であり、賃金が低いから消費支出も抑えられているし、購買力の低さが小売りやサービスの付加価値を下げているのであってこれらの指数は、現行の最低賃金を正当化するために並べた指数と言えます。最低賃金は法が要請する「人たるに値する」「健康で文化的な」最低限度の生活を保障するものでなければならず、私たちが行っている最低生計費調査の結果を反映させることこそが求められています。

一方で、「中賃目安全協」は、審議の透明性を高める観点から議事の公開について検討し、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とし、議事録の早期公開について努めることが適当としています。地方審議会においても審議の公開がいつそう求められています。

このようななかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。

また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。

- 2) 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年度の業務改善助成金の利用状況をお聞かせください。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 人事院が試算する標準生計費は、変動の大きさとともに生計費の実態を反映していません。標準生計費試算方法の問題点を調べ、見直しを求めること。
- 6) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

労働局長 栗尾 保和 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つばかりで、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 最低賃金の「再引き上げ」を緊急に行うこと。
2. 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とし、生涯 2000 万円にも達する地域間格差や東京一極集中現象、地方からの人口流出、過疎促進現象に歯止を阻止すること。
4. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定するとしているが、地域間格差の根本的解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すべきである。
5. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2023 年 6 月 6 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以 上